

令和元年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時11分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
---------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員会
会長職務代理者

保科隆志君

農業委員会
事務局長

藪中晃宏君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

穴田義文君

事務局出席者

議会事務局長

千葉靖紀君

議会事務局
総務課長

岡崎浩章君

議会事務局
総務課副長

前畑美香君

議会事務局
総務課主任主事

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで、副議長と交代いたします。

○副議長(井上久嗣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

11番 国忠崇史議員。

○11番(国忠崇史君) (登壇) 第4回定例会に当たり、一般質問いたします。

第1のテーマとして、牧野市長マニフェスト政治の10年間と題して質問いたします。

牧野市長が初当選された2009年秋は、まさに自民党から当時の民主党への政権交代が起きた時期であり、鳩山政権が子ども手当月額2万6,000円、高速道路の無料化などもろもろのマニフェストを大々的に掲げた時期でもありました。

さて、この私も牧野市長の初当選と同時に開催された市議会議員補欠選挙で初当選し、それから10年間にわたり牧野市政を間近で拝見してきた次第です。特に、最初のころは市長とよく議論しました。すなわちマニフェストとは一体何なのか。一言一句までこだわるべきものなのか、はたまたマニフェストと市民、有権者との関係は。さらに、総合計画とマニフェストではどちらが優越するかなどなど数々の議論を経験してきました。ここでは牧野市長の10年間のマニフェスト政治について久しぶりに正面から取り上げるものであります。

まず、牧野市長が市民に示した1期目、2期目、3期目、おのおののマニフェストについて達成度という形で問いを立ててしまうといささかインタビューのようになりますので、ここではあえて、マニフェスト項目のうち実現できなかったもの、あるいは課題として積み残したものについてあえてお伺いする次第です。

私がざっと見たところでは、例えば市立病院等を使った健康ツーリズム、医療ツーリズムの推進などが病院をめぐる経営状況や医師確保の情勢の変化で現実には困難なものとなっていますが、ほかにはどういったものを積み残しているのでしょうか。

次に、子育て日本一、健康長寿日本一というスローガンについて伺います。

ともすれば主観的目標ともとられかねない2つのフレーズであり、私だけでなく真保誠議員も3月の大綱質疑でこのフレーズが抽象的ではないかと触れておられました。しかし、これら子育て支援と健康長寿の分野で世の中の誰もが認めるような成果があるとすれば、日本一のス

ローガンを掲げたかいは少なくともあったというべきでしょう。もし、その成果に当たるものがあれば、果たして何なのか。ぜひこの場でお答え願いたいと思います。

3つ目に入りますが、牧野市長がいわゆる箱物施設を構想し、建設に着手するさまざまな局面で地域との約束という言葉がたびたび使われることが私は少々気になっていました。なぜならば、本市の各地域にとっての福利と市民全体の幸福とが毎回毎回必ず一致するというわけではないのではないかと考えるからであります。つまり、もう少しわかりやすく言えば、牧野市政は、しばしば見られる土建行政、箱物行政とは一線を画しているようでいて、その実、各地域に対してはどこか箱本位になる場合があり、何らかの施設を用意することで人心を収らんする傾向が出てきているのではないかと。これが私の杞憂であることを願いますが、市長もこの点いま一度自己点検が必要ではないでしょうか。

最後になりますが、牧野市政にとっての仕上げとは何であるかと考えるかについてお伺いします。

常日ごろ、行政の究極の目標は人材育成だと唱えておられる牧野市長ですし、私としましては市民の市政参加が成熟した状態、そこに達するのがある意味牧野市政3期の完成なのではないかと捉えています。この点同意できるか否か、御見解を伺う次第です。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、マニフェストの達成度についてです。

私は、対話、調和、市民の輪を政治理念とし、マニフェストで掲げたやさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの創造に向け、情熱と柔軟な発想、そしてスピード感を持って市政運営に邁進してまいりました。その中で、実現できなかったものについてです。

1つには、議員からお話のありました企業の健康づくりと観光の一体化です。

一部誘致企業の職員健診を市立病院が受け入れた事例はありましたが、企業独自の健康支援センターが整備されたことなどから、観光と一体となった人間ドックのような広がりには至りませんでした。現在医師不足の状況の中にあっても、市民の命と健康を守るため、市民のみならず他市町村からの人間ドックを積極的に受けて入れているところです。

2つ目には、公認パークゴルフ場の建設です。

経過は、平成24年第3回定例会で御答弁申し上げましたが、市民から多くの御意見をいただいた中で慎重に検討した結果、既存施設のさらなる充実を図ることとし、ふどうパークゴルフ場を改修しました。

3つ目には、中心商店街への公営住宅を含めた複合店舗についてです。

この整備は、土別駅舎やその周辺と中心市街地への動線などを総合的に整備することで、駅前と中心市街地やその周辺の活性化につながると判断し、現在策定を進めているまちなか未来計画に位置づける（仮称）まちなか交流プラザの整備や商店街のにぎわいづくりと一体的な取り組みを進めてまいります。

このほか、マニフェストで掲げた施策はほとんどが達成、もしくは着手しており、これまでの10年間で順調に進んでいると認識しています。

次に、子育て日本一、健康長寿日本一についてです。

私は市長に就任以来、全ての子供たちが安心して育ち、育てることができる環境づくりを行政のみならず市民一人一人が同じ思いを持って進めていくため、子育て日本一をスローガンに掲げ、各種施策を推進してきました。中でも、子供たちが愛郷心を持って健やかに成長していくためには、子供たちの声を市政に反映させるべきとの思いから、子ども議会やこども夢トークなどを継続開催し、その中で出された提言については可能な限り市の施策として実現してまいりました。特に、子どもの権利に関する条例は、小・中・高校生からなる子ども委員会を設ける中で議論を重ねていただき、条例の前文には子供たちみずからの言葉として子供の願いが込められており、子育て日本一を目指すまちにふさわしい条例になりました。このように、子供たちみずからが市政に興味を持ち、参画できる環境を整え、まちづくりをともに進めることができたことは大きな成果の一つであると考えます。子供は地域の宝、日本の宝であり、今後子ども権利条例にある子供の最善の利益を第一に考えながら、市民の皆様とともに士別を子育て日本一のまちにするという気概を持って子育て・子育て支援に取り組んでまいります。

一方、健康長寿日本一は、私が市長2期目のマニフェストで掲げたスローガンであり、高齢になっても住みなれた地域で生き生きと暮らしていくためには健康であることが重要であり、これも市民一人一人が同じ意識を持ち、地域全体で健康づくりに取り組んでいただきたいという思いから掲げたスローガンです。

健康長寿延伸に向けての取り組みについては、これまで地区担当保健師制度の導入や管理栄養士による保健活動はもとより、健康長寿を目指す拠点施設としていきいき健康センターを建設し、サフォークジムやサフォーク元気クラブ、市民サロンなど、介護予防事業の拡大に努めました。その結果、国保特定健診の受診率は26年度から道内の市の中で1位をキープし続けています。また、30年の高齢化率を平準化した際の介護認定率、いわゆる調整済み認定率は全道平均19.6%、全国平均18.3%のところ、本市は16.3%と低い数値で推移しており、これらも一つの成果と考えています。

さらに、本年4月には道内では初めてとなる健康長寿推進条例を市民参加により制定したところであり、今後、この条例や同時に制定した受動喫煙防止条例のもと、市民や事業者、関係団体、教育機関、行政がそれぞれの役割を果たしながら、全ての市民が健康で心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、健康長寿日本一を合い言葉に市全体で健康長寿の取り組みを推進してまいります。

次に、施設建設についてです。

この10年間であいの実保育園や南・北地区に子どもセンター、上士別小・中学校の併設校、日向温泉、和が舎、いきいき健康センター、環境センター、水郷公園、本庁舎などの整備を進めてきました。これらは既存施設の老朽化などを踏まえ、地域の活性化や市民の利便性の向上、

さらには施設の複合化による財政負担の軽減など、その施設の性質や特性に応じて、まちづくり総合計画に基づき計画的に整備を進めてきたものです。ほくと子どもセンターやいきいき健康センターなどは複合的な施設として、市民や利用者、地域からも親しまれる施設として多くの方に利用され、複合化による財政負担の軽減も図られています。また、水郷公園を初めとした公園の整備についても、保育園や幼稚園、学校、自治会などからの意見や要望を反映させ、子供たちを初め市民の憩いの場となるよう努めました。公共施設は、その役割や必要性、安全性など総合的な観点から市民サービスの質を維持することが重要であり、市民や利用者、地域から愛される施設運営に努めてまいります。

次に、市政の仕上げについてです。

まちづくりは、市民の限りない英知と力を結集した地域力を基本とし、市民、議会、行政の連携により進めていくことが必要です。私は、まちづくり基本条例の基本原則である市民が主役となり、みずからの意思と自発的活動のもと、まちづくりを進めることがまちの活性化、さらには地域の活性化につながるものと認識しています。

今年度から多寄地区で実施している買い物環境づくり研究事業は、住民の自主的な取り組みに対し、行政と関係機関が連携しながら地域が直面する課題について議論を深め、それぞれの役割を持って課題解決に取り組んでいるところです。

このようなことが、私が理想とする市民が主役のまちづくりの形です。地方自治体を取り巻く状況は厳しさを増していますが、健全な行財政運営のもと、連携をキーワードとし、地域力を最大限に生かした持続可能で機能的なまちづくりを目指し、これからも市政のかじ取りに全力を尽くしてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） マニフェストで、当初の1期目のマニフェストで60項目あったうちの積み残し、あるいはやめたものということで3つほど伺いました。

健康づくりと観光との一体化、いわゆる医療ツーリズムを含めたものです。それが1つ。2つ目が複合店舗の問題です。俗語で下駄ばきなんて言います、1階に商店が入ってて2階以上に住宅という、議会で視察にも行きましたけれども、そういったものは取りやめたと。最後に公認パークゴルフ場です。これは日本パークゴルフ協会の公認パークゴルフ場について取りやめたと。

ちょっとこのパークゴルフ場については、1期目の選挙でもいろいろ論議もされてましたし、その後の論議も非常に丁寧だったと思うんです。それを象徴するのが教育委員会から公認パークゴルフ場をどうしてやめたのかという何ページかの報告書が出ていました。その報告書を見ると、やはり地域政策懇談会で、パークゴルフ場に利害ある人もない人もみんな論議に参加しているんです。だから、私は例えば多寄地域の、多寄の固有名詞を出さなくてもいいかもしれないけれども、例えば多寄の問題。それを全市の人が話し合う機会とかがあっていいと思うん

です。だから、かつてはそういうふうには、最初にそのパークゴルフ場についてすごく丁寧に論議した経過があるから、その後、損していると言ったら申しわけないんですけども、その後いろいろな問題、施設建設も含めて、やはり利害のない地域の人も論議できるような環境というのは本当はもうちょっと用意したほうがよかったんじゃないかなという感想を持っています。やはり特定の地域と市役所だけの関係になってしまうと、ともすれば、きのうおわびの言葉があったように、武徳の工場誘致の問題なんかも、なかなか利害関係ない市民にとってはちょっとどういう問題なんだろうと、わからなくなるということもあって、なるべくマニフェストに掲げた項目をやる、やらないという話は、地域地域、利害のない地域の市民も参加できるような仕組みを本当はもうちょっとつくっておくべきだったのではないかなと今市長の答弁聞いて思った次第なんです。

その辺、別に私は市政運営が乱暴だというつもりは全然ないんですけども、利害のない、学田にこれをつくるといときにはやはり全市的に論議するとか、そういう環境の整備についてはどう思われますか。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） マニフェストにつきましては、以前、国忠議員からもこの議場で御質問をいただきまして、これは必ずしも実行しなければならないものなのかと、そういった御質問をいただきました。私はマニフェストを掲げるということは、市長選挙のときに掲げるわけですから、もちろん市民とのお約束であるし、それは市民との契約書であると、そういう立場の中で今日までそれを実行に向けて取り組んできました。

ただ、幾らマニフェストに掲げても、財政的な問題も当然ございますし、あるいは市民の意識の問題もございますし、少子高齢社会の中で時代の変遷もございますし、そういった意味では、市民の皆様方の御意見を聞いて、例えば先ほどお話にございました公認のパークゴルフ場なんかについても、現行の既存の施設を整備して行っていくということで市民の御意見の中で結論を出したわけです。私はどんな事業につきましても市民の意見を聞きながらそれを組み立てていますし、それを総合計画に組み込みながら実施もしていますし、ましてや議会の中で提案を申し上げて、議員の皆さん方の御意見を聞いて、それを実行に移してるわけです。

今ちょっと私が疑問に思いますのは、逆に、その多寄地区というお話なんですけれども、地域との約束という言葉は私は使うという質問もされました。今もそういうような御意見なんですけれども、ちょっとお聞きしたいのだけれども、多寄とどの問題を今、国忠議員はおっしゃってるのかちょっとわかりませんので、答弁できませんので、その辺についてちょっと逆にお聞きしたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） ちょっと多寄という固有名詞は上げるべきではなかったかもしれないんですけども、私が最初のころ議論に参加したのは日向温泉のリニューアルで、議会の中からも多寄のサポート会議の人との話し合いにも行きましたし、あとは離農しても離村しないまち

づくりということで菜園つき住宅を用意するとか、そういうふうには地域の再開発というか再整備について、これは地域との約束だとおっしゃっていたと理解しているんです。そのときに、公認パークゴルフ場の問題があったように、該当しない地域の人もその情報について正確に入手できるような仕組みを整えたらどうかと言ったので、多寄だけに限定した話じゃないんです。なので、一つの例として私の経験から申し上げた次第なんです。よろしいですか。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 例えば今、地区別計画ということで、新しいまちづくり計画には8つの地区別計画をつくっています。私はその中で申し上げているのは総合計画の仕組みを変えたのでありますが、やはり土別は過去の例として昭和の大合併、平成合併ということで合併を繰り返しているまちでありますから、それぞれの地域がやはり元気になって初めて土別が発展をするという思いの中で地区別計画もつくってございますし、私が市長に就任してから今3期目でありますが、この丸10年間もその思いをしっかりと肝に銘じながら行ってまいりました。

それで、例えば日向温泉の改築だとか、あるいは菜園つきの公営住宅などという問題については、正直申し上げて議場の中でも相当な議論がされてるわけです。議員から提案も受けていますし、またそれらの経過については地域の皆さん方の意見も聞き、やっているわけです。ですから、私は最終的には市民を代表する議員の皆さん方と紳士的に議論をして決めるのが筋だと思っていますので、そういった中でも全体の中で公表しながら意見をいただいて議決をしてやってるわけですから、別に私は地域との約束でそれをやるんだなどということは一言も言っているつもりはないんです。ですから、そういった意味ではちょっと私のそういった思いが国忠議員に通じていないのかもしれませんが、ただ、今回の先ほど言った武徳の問題なんかもありまして、やはりしっかりと市民との、まずは地域との意見交換、その後、代表する議会との意見交換、そういったものはこれからもしっかりとやはり一步一步進めていきたいという思いでいますので、ちょっと答弁になったかならないかわかりませんが、ちょっと質問の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、そんな思いで進めていきたいと、こう考えてます。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 次に、ごみ収集有料化の状況はと題して取り上げます。

最近の地元紙の報道などを読む限りでは、不法投棄や不法な焼却についてはほとんど発生しておらず、順調にスタートしたと市は認識しているようですが、本当に不法な投棄や焼却は発生していないのでしょうか。この際お伺いします。

2点目、3歳未満児がいる世帯への青い衛生ごみ袋の配布方法について伺います。

3年分を一度に渡し、もし途中で転勤や転居などで本市を離れたり、余ったりした場合の袋の譲渡は禁止とお断りをつけているようです。しかし、子育て世帯は児童手当現況届の提出などで毎年市役所を訪れるわけですから、そのときに配ってもよいのではないのでしょうか。

最後に、本当にごみ有料化がごみ削減につながっているのかどうか、今のところの状況をお

聞きいたします。

ここ数年の10月、11月の収集量と比較してどうだったのか、お示してください。特にレジ袋などのプラスチックごみの削減状況はどうかについても特段の説明をお願いいたします。

(降壇)

○副議長(井上久嗣君) 法邑市民自治部長。

○市民自治部長(法邑和浩君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、不法投棄や焼却の発生についてです。

不法投棄、焼却は違法行為であり、市民からの通報には現場を確認し、その都度指導や抑止看板の設置を行うほか、悪質な場合は警察との連携により対応しています。今年度は不法投棄を1件、焼却を2件確認していますが、ここ数年との比較では減少しています。なお、本件の不法投棄については現在警察による捜査中であり、焼却2件のうち1件については警察立ち会いのもと原因者を指導したところです。10月からの有料化後、不法投棄、焼却の通報は寄せられていませんが、日ごろから発生を防止するため、パトロール実施のほか、監視カメラや不法投棄抑止看板の設置を行うとともに警察などの関係機関と連携を密にしていまいます。

次に、子育て世帯への衛生ごみ袋の配布についてです。

今回の有料化に当たり市民の努力による削減困難な衛生ごみについては、経済的負担を考慮し、3歳未満児へのごみ袋支給事業を実施しました。支給に当たっては、出生や転入の手続の際、対象となる期間分のごみ袋を一括支給する取り扱いとしています。

そこで、児童手当などの手続で来庁の際に分割配布してはとのお尋ねですが、児童手当の現況届は職種によって勤務先での届け出となり、市役所へ来庁しないこともあります。このたびの事業実施に当たっては、収入状況や世帯構成などを給付要件としておらず、生年月日から対象期間の把握が可能なことから、何よりも小さなお子様を連れて手続に出向くといった子育て世帯の負担軽減を図るため一括支給の方法をとったところです。

なお、配布に際しては、対象者の人数や期間によって袋が重たくなることがありますが、職員が車まで運ぶなど、きめ細かなサービスにも努めています。

最後に、有料化とごみの削減の関係についてです。

有料化直前の9月は駆け込み排出が目立ち、資源ごみを含めた総数は約794トン、対前年費173%と大きく上昇しました。対して有料化後の10月は約359トン、対前年比67%、11月は約330トン、対前年比72%と減少しています。同様にプラスチックごみについても、10月は約33トン、対前年比84%、11月は約30トン、対前年比86%と減少しています。また、10月以降回収拠点を増設した古着については、回収後に業者への売り払いを行っていますが、その取引重量で比較しますと、平成30年度は月平均528キログラム、有料化前の本年4月から9月までは月平均968キログラム、この10、11月の平均は1,422キログラムと大きく増加しており、排出しやすい環境づくりに加え、市民の分別意識の向上によるものと考えています。

ごみの減量と分別排出が進んでいる状況が見られますが、有料化から日が浅く、各家庭の排

出サイクルも一定していないことから、現段階ではこの状況で推移するかの判断は難しいところです。市民の皆様の御協力により取り組んでいる家庭ごみの有料化ですが、その目的とするごみの減量化や再資源化、最終処分場の長期間使用を一層進めるため、排出しやすい環境づくりや市民への啓発など、引き続きごみ減量化推進協議会などと連携し、実施してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 細かいところでちょっと再質問いたします。

まず、まだ2カ月終わったところなので、データとしては出そろっているわけではないと思いますが、前年比でも非常に減っているという、10月、11月は減っているということなので、ごみ有料化の実施計画なんかを見ると大体削減効果15%を見込んでいらっしゃるんですけど、その数字をほぼクリアしているというか、かなり10月なんかはがくと3分の2ぐらいに、その前にみんな出しちゃったということもありますけれども、がくと減ったということで、市民も相当ごみ出すのを少なく心がけている、あるいは袋にいっぱい詰めるというのを心がけているんだなと思いました。

再質問については細かいところで、衛生ごみ袋の譲渡禁止については答弁がなかったかなと思うんです。この点については、譲渡禁止について続行されて、しかも余った場合は市役所に返しに来るという方針をとられますか、いかがですか。

○副議長（井上久嗣君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） お答えいたします。

衛生ごみ袋の転出者に対しての譲渡禁止というお願いなんでありますけれども、この袋を給付しているというのは、普通であれば手数料として支払うべきところを経済的な負担なんかを考慮して、そこは減免措置という形で現物の袋を支給するという形をとっているものですから、仮に当初そういったことで給付した後に転出したようなケースで、離れるといったようなときで余る場合については、そこは使わないということでもありますので、そこはお返してくださいというお願いをしているところであります。それで、転出届などの際は、必ず市役所のほうにも訪れますので、その際にお持ちいただきたいと、そういうことでございます。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 3番目のテーマは、交通安全への取り組み状況についてです。

3日前、12月8日の日曜日、吹雪の中、隣まちである名寄市風連町の国道40号において、車13台の多重衝突事故があり、大きく報道もされたところです。私が生活や仕事の場としている付近のグリーンベルトでも車同士の接触事故やスリップして路肩に突っ込むなどの事故がこの冬も既に何件か起きております。日々降雪があり、積雪が増えるこの時期、運転には細心の注意を払いますよう皆様にもお願いし、自戒も込めつつ質問に入ります。

1点目になります。信号のない横断歩道において自動車のドライバーが道路交通法第38条をほとんど守らず、横断歩行者優先を遵守していない件については、私もこの場で何度も取り上

げてきましたし、せんだって10月9日の子ども議会において、富長龍樹議員が取り上げたことをきっかけとしてなのか、先日市内各地の横断歩道において士別警察署の啓発と取り締まりが行われた次第です。ここでは、今後も同様の周知と啓発は続けていくのか、市の姿勢をお聞きいたします。特に、横断歩道が見えなくなっている冬期、積雪期において実施するつもりはあるのか否かをお答えください。

次に、その冬期にかかわる問題として、横断歩道そのものだけでなく、路面標識等が見えなくなるという件が存在します。例えば間もなく横断歩道がある、事前に減速せよという意味をあらわすひし形マークなどがありますが、こういった路面標識の視認性をどこまで確保するか、あるいはどのように保障するか、このことについて市としての考え方を伺っておく次第です。

次に、ここで具体例を引きながら質問しますが、例えば士別神社直下の東広通を東西にわたる横断歩道が2本あります。ここは横断歩道の両端付近が除雪されておらず、冬期は実質的に使われていないようです。ほかにも横断歩道の両端を除雪していないところはあると思われませんが、こういった横断歩道は冬期間のみ実質的に用途廃止するということはできるのか否か、お答えください。

4点目です。広通り、いわゆるグリーンベルトにおける自動車の交差のあり方をいま一度確認いたします。特にグリーンベルトの中を右折する車と、グリーンベルトを東西に横断する車とがふくそうして同じ方向を向いて交差点内に滞留していることがあることは現実として認識しておられるでしょうか。そして、こういった交差点内でふくそうする原因の一つとして中央分離帯に高く積まれた雪山の存在があるわけですが、この点の対策はできているのかどうか、お答えください。

最後に、士別市内で最も危険であると警察も認定した東2条9丁目交差点の全方向にガードレールを設置する要望をこの場で以前述べておりますが、この件はどうなっているのか、進捗のほどをお聞かせください。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、信号機のない横断歩道での自動車の一時停止についてです。

市は、これまでも士別警察署や関係団体と連携しながら、交通安全に関する情報配信や講話などによる啓発活動を行ってまいりました。また、士別警察署では、冬の交通安全運動期間に合わせてカトリック士別幼稚園前など市内5カ所の信号のない横断歩道において運転者に対して歩行者優先の啓発指導を実施したところであり、このことは報道を通じて広く市民にも周知されたところでもあります。この課題につきましては、近隣3町と連携しながら、まずは公用車にマグネットシートを張った啓発活動を行う準備をただいま進めているところでもあります。これまでの啓発や指導、取り締まりによってドライバーに一定程度これらが浸透してきているものと考えておりますが、通年で、この課題のみならず、警察や関係機関と連携しながら地域一体となって交通事故抑止に努めてまいります。

次に、冬期間道路にペイントされている指示標示が見えなくなることについてです。

冬期間の市道除雪に当たっては、歩道との段差解消やマンホールなどの道路附帯設備の損傷なども考慮し、一定程度の圧雪を残す必要がありますことから、横断歩道を目で確認、視認できる状態までの除雪は困難とも言わざるを得ません。したがって、運転者は指示標示によらず道路上あるいは道路脇に設置されている指示標識により横断歩道を確認してもらうことになっております。

次に、横断歩道の除雪についてです。

現在、視認性がよく、その付近に堆雪スペースを確保できない場合は、見通しがよいということが前提でありますけれども、やむを得ず横断歩道付近の除雪を行っていない箇所がございます。また、横断歩道の冬期間の用途廃止につきまして土別警察署に確認をしておりますが、時期を限って用途廃止はできないとの回答をいただいているところでもあります。

次に、広通りにおける中央分離帯の雪山についてです。

冬期間の広通りの中央分離帯については、昨年の試行を経て、ことしから道路幅員を1車線とすることにより堆雪スペースを拡幅するとともに、高さも従来より1.5メートルから2メートル程度低くすることとしております。また、視認性を高めるため、中央分離帯の交差点部分のカット排雪も行い、見通しを確保するということとしております。

最後に、東2条9丁目交差点のガードレールについてです。

現在2カ所に設置されているガードレールにつきましては、道路管理者である旭川建設管理部土別出張所が設置したものであります。これまでもこの交差点につきましては、第1回定例会及び第2回定例会で答弁してきておりますけれども、警察署の危険箇所マップでも注意が呼びかけられております箇所でもあり、その中においては冬期間の堆雪による見通しの悪さに起因する事故も多いという指摘もございますので、まずはこの冬、さきに申し上げました交差点部分のカット排雪により見通しを確保し、その安全対策全体につきましては、ガードケーブルも含めてまして関係機関と協議をなお続けてまいりたいと思います。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再質問いたします。

グリーンベルトの問題です。

まず、ボードを用意できれば一番よかったですけれども、グリーンベルトの中の交差の方法です。これは右折車とグリーンベルトを横切っていく車とがふくそうするということの現実にもそうなる場合があるという認識があるのかどうかについてお聞きしたんですが、ちょっと明確な答えがいただけなかったかなと思いますので、その点お願いします。

それから、近年、除雪の方法も工夫して、グリーンベルトは2車線プラス路側帯も非常に広いですが、冬の期間については実質1車線、交差点付近はカット排雪をするという今答弁がありましたけれども、1車線というふうに、やはりドライバーが認識していただくことが

一番大事です。それはどんなふうに、広報だとかをいろいろ使って、グリーンベルトは冬は1車線として使ってくださいという啓発をされますか。その点について、2点お伺いします。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 最初の御質問の右折する車と直進する車がふくそうするということにつきましての認識ですけれども、これは私も年間何回もグリーンベルトを通りますし、冬期間も通ります。その中で、やはり右折車と直進車がちょっと危ないなということがあるということは十分認識しております。ただ、警察署の報告書にもありますように、これはまず運転者の確認がしっかりされていないというところに要因があるということも指摘されておりますので、まずはそういった安全運転、この間の国忠議員のお話がありました隣まちの交通事故もそのようなところ、スピードの出し過ぎとか、いろいろやはり安全運転という基本的なところに起因するところがあると思いますので、その辺のこともしっかりと周知していけるような活動もしてまいりたいと思います。

あとの1車線になることについては建設水道部のほうから答弁いたします。

○副議長（井上久嗣君） 三和施設維持センター所長。

○施設維持センター所長（三和宏光君） 1車線化についてと周知について、ドライバーへの周知についてお答えいたします。

1車線化につきましては、雪山を低くするというを目的として、先ほど副市長から答弁ありましたように施策しております。ことしについてはスタート時点から進める予定であり、現在については、きのうまでの雨で積雪がマイナス16センチの状態となっておりますので、順次進めていく考えであります。また、周知につきましては、フェイスブック、広報などを通じてドライバーのほうに周知しようと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 周知の方法についてなんですけれども、ちょっと言わせてください。

前、それこそ10年前に、最初市長と10年前の話をしましたけれども、国道40号はセンターラインしか引いていなかったです。路側帯が引かれていなくて、よく左から追い越していくような乱暴な車がいるんだと。片側1車線だという認識しないドライバーがいて、片側も2車線として使って左からぱっと抜いていく危険運転をする方がいたということで、いろいろ開発なんかとも話して、道路事務所とかとも話して路側帯を引かれたと。そうしたら、ドライバーみんな、国道40号は片側1車線なんだという認識をして、左から夏場に抜かしていくというちょっとなくなりました。

今維持センターのほうからフェイスブックとか広報を使ってグリーンベルト、冬は片側1車線として使ってくださいと周知するという話があったんですけれども、それこそ私は何らかの標識とかを用意しないと、ドライバーがー々フェイスブックを見て、運転中に見ることはできませんから、見てというのはなかなか厳しいと思うんです。だから冬の間はここは1車線です

という、それこそ標識にできないのかなと単純に思ったんですけども、もう一回答いただけますか。

○副議長（井上久嗣君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 今御提言ございました標識の設置であります。

実際一部1車線に近いところも私通勤途中で見えております。幅員としては、やはり狭まっちはいるんですが、左を走行できない状況でもないというのは私ども感じております。その標識の設置についても、どの部分に設置をすれば効果的なのか、そういうものは今のところは設置は考えておりませんでしたので、現状を実際に確認して、例えば危険な走行があるといった場合、恐らくそこが左走行しやすくなるところだと思いますので、シーズン、その辺を注視しながら検証していきたいと考えております。

○副議長（井上久嗣君） 15番 山居忠彰議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 令和元年士別市議会第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問を一問一答形式で行いたいと存じます。

まず、最初の大きなテーマは、今年度の総体的な事業執行状況と決算見通し及び来年度の新規となる主要事業計画案についてであります。

しかしながら、年度末決算見込みとその整合性、妥当性については谷議員と、また本市の現在の財政状況と健全性及び今後の財政計画の目標達成見込みについては渡辺議員と、さらに、新年度予算編成方針と目玉となる施策や事業については、谷、西川両議員と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは、早速、今年度当初予算の執行状況と成果についてからお尋ねいたします。

今年度は天皇の退位と新天皇の即位に伴う平成から令和への改元や消費税の増税に加え、統一地方選と参院選が重なった節目の年でありました。士別市も開拓の鍬がおろされてから120年目の記念すべき節目の年であります。あと3カ月で年度末を迎えますが、今年度当初予算の一般会計、特別会計、企業会計の総額304億441万円の計画に対し、現在までの歳入の状況については昨日の谷議員が触れられましたので割愛しますが、歳出についての総体的、俯瞰的な事業執行状況や進捗率はいかがでしょうか。

また、新規事業を初め主要各種事業、施策の達成状況やその成果と手応えはどうだったでしょうか。

そして、2年目のまちづくり総合計画や地方創生の柱である農業未来都市創造、合宿の聖地創造と最終年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略の観点からの達成度、満足度についてもお伺いしたいと存じます。

次に、新年度からの新庁舎での組織や職員体制についてお聞きいたします。

新庁舎の完成に伴い、新年度は引っ越し後の5月連休明けに新たな業務がスタートすることになってございます。これを予測して、スタッフ制を廃止し係長制度を復活させるなど、既に一部は前倒しをする形で組織再編や職員配置がえを行っておりますが、このままで必要十分と

言えるのでしょうか。それとも、新たな出発に合わせて組織や職員体制のさらなる強化を図ろうとなさっておられるのでしょうか。できれば、新庁舎での各部局の配置場所と効率性、機能性など、その理由もお示しください。そして、人口が減少すると想定される将来に向けての備えは万全なのでしょうか。

また、参考にしたいと思うのですが、士別市の新庁舎と同規模の地下1階、地上3階で延床面積4,760平方メートル、総事業費約32億円で建設中の人口が1万9,000人余りの美幌町の新庁舎がこのほど国土交通省などによる環境配慮型建築物ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEBの認定を受けました。役場庁舎で省エネ性能50%以上は道内初であります。国から2年間で5億3,000万円の補助金が得られるとのことでもあります。翻って士別市の新庁舎の斬新な対外的コンセプトや市民が胸を張って誇れるポイントはどんなところですか、お教えてください。

(降壇)

○副議長(井上久嗣君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 山居議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から新年度からの新庁舎での組織や職員体制について答弁申し上げ、今年度当初予算の執行状況と成果については総務部長から答弁申し上げます。

初めに、新庁舎における組織や職場体制と機能性などについてです。

新庁舎では、来庁者の利用頻度が最も高い窓口機能を1階に集約するため、市民自治部、健康福祉部、会計管理局の配置に加えて建設水道部の公営住宅と水道の担当者を配置するため、円滑な移行に向けて本年4月に施設維持センターを除く3課を2課に分離再編したほか、総合案内を新たに設置し、市民本位のワンフロアサービスの実現に努めてまいります。

また、防災の拠点として非常用発電機の配備はもとより、燃料補給ができない状況下でも3日間稼働が可能な設備としたことに加えて、消防庁舎と一体整備することにより、災害時における連携した対応ができる体制となっています。さらに人口減少なども見据えたコンパクトな庁舎を目指したことから、経済部と農業委員会については現在の健康福祉部、福祉課等を配置している旧市民会館を改修し配置しますが、改修中は旧ほくと児童館に配置し、既存施設を活用するなど必要に応じて柔軟な体制の整備を図ってまいります。

次に、新庁舎のコンセプト等についてです。

本庁舎改築工事に当たっては、事業規模と整備スケジュールの目標を達成するため、入札等についても多様な手法を検討し、設計施行一括発注方式の採用や総合評価型異業種乙型JVの競争入札を実施することで技術力を結集した共同企業体が受注するとともに、地元企業の受注機会を確保しました。

また、道内の市では初となる多目的利用が可能な議場として整備するとともに、議場に配置する家具については道産材を使用したところです。

さらに、ふるさと大使の松井エイコさんから壁画寄贈の申し出があり、庁舎3階の議場前スペースへ設置し、市民が集い交流できる空間となるほか、来年5月の開庁式において新庁舎の

こけら落としとして、議場において松井エイコさんの紙芝居の実演などを予定しています。

また、利用しやすく親しまれるコミュニティ庁舎としては、正面玄関に隣接して市民の休憩や待合スペースとして市民テラスを整備し、確定申告会場や期日前投票所としても活用します。

このほか、ユニバーサルレイアウトの導入はもちろん個別プリンターを廃止し、複合機への移行、ペーパーレス会議やデジタルサイネージの活用による環境に配慮した省スペース化に向けた取り組みを推進するとともに、検索性の向上と効率効果的な文書管理のために導入したファイリングシステムについても適切な維持管理に努めるなど、効率のよい働き方や業務改善に向けた取り組みを進めてまいります。

お話のありました美幌町庁舎は、再生可能エネルギーの導入や高性能断熱材を用いるなどにより50%以上の省エネルギーを実現するZEB Readyを目指すこととされました。本市新庁舎においても、地中熱ヒートポンプやLED照明により37%の省エネルギーが見込まれるところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から令和元年度予算の執行状況について申し上げます。

まず、一般会計における当初執行見込みと大きく変更になった事業ですが、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の交付額が大きく減額されたことから、橋梁整備事業では当初予定していた2橋の改修を1橋に事業調整したほか、除雪機械整備事業については交付金減額分を起債に財源振替することで対応しました。

未執行となっている主な事業については、予定していた用地買収が未実施となった道道士別滝上線道路整備事業費や対象者が発生していない行旅人等援護事業費、自立支援育成医療事業費、公害対策一般行政経費などがあり、事業量の減少により執行率が低いものとしては、入所助産実施事業費や障がい児通所支援事業費、平成30年度湿害等農業対策事業費などがありますが、全体としてはおおむね順調に事業が進捗しているものと考えています。

特別会計、企業会計では、公共下水道事業特別会計において、一般会計同様、社会資本整備総合交付金が予算と比較して45.3%の交付となり、大幅に減額し、交付金に合わせて事業費を調整するなど当初の見込みを下回る実施状況となっていますが、全体的にはおおむね順調な執行状況にあるものと考えています。

このほか、新規事業の達成状況としては、議会ICT化事業や中心市街地活性化事業などが計画どおり進捗している状況です。

補正予算で予算化した低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券事業費については、11月末時点で申請率が約50%と低調であることから、申請交付期限、販売期限を延長するなど対策を講じたところです。

なお、公共事業の発注状況につきましては、行政報告にもありましたように予定件数の99%、162件の発注を終え、発注計画どおりの進捗状況であり、全事業の執行が可能なものと考えて

いるところです。

次に、まちづくり総合計画の達成度についてですが、おおむね順調に進捗しており検証を踏まえた計画の見直しについては実行計画期間終了時に行う考えです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は5年間の目標値である重要業績評価指数、いわゆるKPIの達成に向けた事業展開をしてきました。その中で、移住促進事業、サフォーク種羊振興事業、6次産業ネットワーク推進事業や障害者スポーツ振興事業については、KPIの達成はなりませんでしたが、農業未来都市創造、合宿の聖地創造に関連する事業についてはおおむね目標を達成できたものと考えています。第2期の創生総合戦略に向けては、現戦略の検証結果をもとに新たな目標を達成するため、新しい重点プロジェクトとなるまちの未来創造と連携強化の中で地方創生を深化させてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 2番目の大きなテーマは、消費税増税や日米貿易協定、病院再編など、国や道の施策に翻弄されるが、これら本市に与える影響や迎え撃つ積極的な対応策についてであります。

しかしながら、日米貿易協定での農業への影響試算と強化策については西川議員と、東京五輪マラソンの札幌開催での本市のメリットについては丹議員と、マイナンバーカードの交付普及率と利用率については谷議員と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それではまず、消費税増税対策のプレミアム付商品券などについてお尋ねいたします。

社会保障と税の一体改革を実現するためとの大義名分を掲げた消費税増税から2カ月半ほどが経過いたしました。理由はともあれ、毎日の買い物で家計に直接響くだけに、負担増が消費者に重くのしかかってきたのは間違いありません。政府は前回の増税時の景気減退を招いた反省から、各種対策を講じましたが、制度の複雑さや粗さもあり、恩恵が広く行き渡らない実態が皮肉にも鮮明となっています。ここに来て、国内景気の動向を示す経済指標も相次いで公表されていますが、経済影響はまだら模様で政府は新たな経済対策をまとめようとしています。

そこで、何よりもまず、今回の消費税増税で士別市内の景気や経済動向にどんな変化があったのかからお伺いしたいと存じます。特に鳴り物入りで始まった軽減税率やキャッシュレス決済に伴うポイント還元は市内の商店街に何の混乱もなく広く浸透しているのでしょうか。4年間の経過措置があるものの、インボイス、適格請求書の説明はなされているのでしょうか。さらに、案内に沿って請求すればよいだけの年金生活者支援給付金と異なり、事前に現金を用意しなければならないプレミアム付商品券の申請が極めて低調と聞きますが、現状と対策についてお聞かせください。

また、消費税増税と同時にスタートした幼児教育・保育の無償化に伴って、潜在的も含めた待機児童の増加や保育士不足の顕在化が全国的に問題になっていますが、本市においてはその心配はないのでしょうか。幾ら無償化しても子供の安全と保育の質が担保されなければ本末転

倒ではないかとの意見も多く聞きます。指導監査基準を満たさない認可外保育施設は自治体任せとなりましたが、本市の実態はどうなのでしょう。さらに、認可保育所の給食費がおかず代も実費負担となることから、年収360万円を境に親の働き方などで負担額が異なることでの困惑は広がってはいないでしょうか。今回の無償化が本当に子供のためになるように担当者の奮起を期待いたしたいと存じます。

次に、病院再編・統合と地域医療構想についてお聞きいたします。

厚生労働省は9月26日、急性期医療に対応する公立・公的病院のうち、診療実績が乏しく将来に向け再編・統合の議論が必要と判断した全国424、うち道内54施設を初めて公表いたしました。病床数を減らし、高齢化で膨張する医療費を抑制するのが狙いですが、近くにほかの病院がない医療過疎地や離島からは戸惑いや不安の声が相次いで沸き上がりました。当市の士別市立病院は幸いにも長島院長を初めスタッフの懸命の健全化努力があって、名指しはされませんでした。とはいえ、道北の多くの病院が該当した影響は同じ圏域の病院として今後どのような形で顕著にあらわれてくるのでしょうか、心配です。実際には国の一律のデータ分析結果よりも命にかかわる大問題なのだから、地域性や地域事情を最優先に考慮することが重要なはずなのですが、強まる国の押しつけに批判するだけではなく、今後どう対応しようとしているのでしょうか。

また、名寄市立病院との連携のもと、道が定める同じ医療圏の中で、団塊の世代が全て後期高齢者の75歳となる2025年を目標とする地域医療構想をどのように具体化しようとしているのでしょうか。そして、何よりも安心できる地域医療体制の将来像を示すための議論は、どうあるべきと考えているのでしょうか。国は、再編統合で地方を追い詰めては絶対にいけません。それよりも医師の偏在など根本的な問題に正面から取り組むべきであると思います。

次に、国土強靱化地域計画の策定についてお伺いいたします。

近年全国で地震や豪雨などの自然災害が相次いで起きています。特にことしの夏以降、関東甲信越や東北を襲った台風15号、19号、21号と記録的な豪雨は想定外の甚大な被害をもたらしました。河川の氾濫や堤防決壊による大規模な浸水被害と土砂災害の爪跡が今もなお深く残っています。士別市でも大雨によるダムの緊急放流や河川の氾濫を想定した総合防災避難訓練が実施されました。そんな中、このほど北海道は、防災・減災の指針となる国土強靱化地域計画の策定を市町村に促すマニュアルを作成いたしました。今のところ、道内179市町村のうち策定を終えたのは札幌市や釧路市など17市町村のみであります。現在策定中なのは、東神楽町や真狩村など37市町村に上ります。お隣の名寄市や和寒町、幌加内町も策定中と聞きます。国は来年度からこの計画に基づく事業に重点的に補助金や交付金を配分するとしているのです。一般的な予算よりも増額の対象になるのに加え、企業や住民の防災意識の向上にもつながりますが、士別市はどう取り組むのでしょうか。

また、最近では気候変動の影響もあり、道内の河川でも氾濫危険水位を超える事例が多発しています。河川の安全度は確実に下がっており、治水や防災強化を望む声が一段と強まっています。

す。特に川幅が狭く底の浅い中小河川の氾濫が極めて深刻な被害を生んでいることから、本市の中小河川の手入れと監視について、現状と対策についてお知らせください。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に私から消費税増税対策のプレミアム付商品券などについて答弁申し上げ、病院再編・統合と地域医療構想については市立病院から、国土強靱化地域計画の策定については総務部長から答弁申し上げます。

初めに、消費税増税における景気や経済動向についてですが、一部商品で小幅ながらも消費税増税前の駆け込み需要が見られたものの、個人消費は緩やかな持ち直し基調で推移していると北海道銀行の道内経済産業調査でも公表されており、本市においても大きな影響はないものと推測されます。また、軽減税率やキャッシュレス決済に伴うポイント還元、インボイス制度につきましても商工会議所にて事業所向けセミナーを開催し、対応方法等について説明してきていることから、市内の事業所から取り扱いにおける問題などの問い合わせはなく、店舗との確認においても混乱はなかったと判断しているところです。

次に、プレミアム付商品券についてです。

11月末の本市のプレミアム付商品券事業の申請率は、非課税世帯で50.1%、子育て世帯の購入率は53.8%となっています。国は、非課税世帯の申請率が10月25日時点で34%と低調なことから、市町村に対し再度の案内や申請期間の延長などの要請を行っており、本市においても10月31日付で文書による戸別通知を再送付したほか、申請期間や購入期間をいずれも3月31日まで最大限延長し対応することといたしました。今後も広報やホームページ、新聞広告などでの周知を図るほか、3度目の戸別通知についても検討しているところです。

次に、幼児教育・保育の無償化に伴う影響についてです。

10月以降の保育園等の申し込み状況及び保育士数はほぼこれまでと同様に推移しており、3歳未満児において待機児童は発生しているものの、その要因は育児休業からの復帰等保護者の就労によるものであり、無償化に伴う大きな影響はないものと判断しています。

また、本市の認可外保育施設は、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たしていますので、子供の安全や保育の質については従来と変わらず確保されています。

副食費の実費徴収については、各園における保護者説明会において無償化の概要とあわせ詳細な説明を行っており、不明な点についてもその都度対応していることから、現時点で保護者に困惑が広がるようなことはないものと認識しています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君）（登壇） 私から病院再編・統合と地域医療構想についてお答えいたします。

厚生労働省は、地域での医療構想の議論を促すため、平成29年度において高度急性期もしく

は急性期病床を持つ全国4,549の医療機関のうち1,455の公立・公的医療機関のみを分析の対象とし、一定の要件を満たしていない病院、全国では424、そのうち道内では54、上川北部医療圏においては3病院が再編・統合の検討が必要として公表されたところです。この公表は、あくまでがん、脳卒中、心疾患など一定の基準だけをもとに分析し公表したことから、例えば小児医療に特化した比較的大きな病院や離島にある唯一の病院も対象とされるなど、地域需要や公立病院に求められる役割が加味されていないことは当然ながら、分析における基礎データなどが古いなど、適切であったか疑問が持たれているところです。

こうしたことから、10月4日には全国知事会、全国市長会、全国町村会が連名で地域により果たす役割が違うことから、全国一律の基準で分析したデータだけで再編・統合を推進することは適切でない。地域住民の不安を招いているとして意見書を提出したところです。士別市立病院は、こうした対象病院として名前が上がりなかったところですが、分析対象の9項目の診療実績のうち、がん、救急医療の2項目が該当せず、近接する医療機関との関係では車で20分以内の条件に該当しなかったためと判断しています。

また、今回の公表は報道を通じてあたかも名前の出た病院だけが再編・統合の対象として捉えられがちで、経営の状況のよしあしが判断の基準になっているかのような誤った捉え方をされ、全国ではこうした風評被害からスタッフの確保等、地域の病院運営に影響を与えていると全国自治体病院協議会の会員からも声が上がっています。

地方は、人口減少に加え超高齢化社会を迎え、限られた医療資源の中、どうやって地域医療を守っていくのかを病院単独、市町村単位ではなく、地域全体で考えていかなければならない状況で、上川北部区域地域医療構想調整会議での議論が重要なことは十分認識をしています。ただ、地方の公立病院は、大学医局から多くの医師派遣を受けており、実際には医師の人事権を持ってない状況にあります。

そこで、先ほど山居議員のお話にありましたように、医師不足、偏在の解消が重要で、これに正面から取り組む必要があることから、国に対しては全国自治体病院協議会などを通じて議論の方向性を医療費削減という視点だけにとらわれず、これらの問題と一体的に議論するよう求めているところでもあります。

年明けには本年度2回目の上川北部の医療構想調整会議の開催が予定されておりますが、今回の公表の是非は別として、各医療機関、市町村での議論や調整会議での検討が深まるものと考えています。その場合、結果によっては病床数を減少するだけでなく、急性期病床機能の返上や二次救急体制の変更を検討する病院が発生するケースも考えられますし、今回の公表に限らず、医師の働き方改革など今後の医療環境は大きく変わることが予想されており、各医療機関、市町村の状況、今後の方針を圏域全体の問題として協議し、地域で医療を守るという観点で連携調整を図っていかなければならないものと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から、国土強靱化地域計画の策定についてお答えします。

平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布、施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。この法律を受けて国は国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプランを策定し、市町村に対しても国土強靱化地域計画の策定を促進しています。地域計画は大規模自然災害などに備えるため、防災・減災と迅速な復旧に資する施策をまちづくりも含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国土づくり、地域づくりを推進することを目的としています。地球規模で大きく気象が変化する中で、将来にわたって市民が安全・安心に暮らせる生活基盤を維持するため、本市における自然災害に対応する強靱化策をまとめた地域計画の策定に向け準備を進めてまいります。本市の中小河川の手入れや監視については、地域要望に基づき、現地確認を行う中で緊急度などに応じて毎年補修作業を実施しているほか、大雨などの影響についても監視しているところです。今後も、しゅんせつなどを中心に維持管理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 最後の大きなテーマは、人口減少や少子高齢化に加え、誘致企業の撤退や指定管理者の不正など地方自治体運営における不都合な真実についてであります。

なお、市長のマニフェスト達成度については、国忠、渡辺両議員と重複をいたしますので、割愛させていただきます。

まず初めに、人口減少と少子高齢化に伴う承継問題についてお尋ねいたします。

自治体の基盤強化を狙い国が推し進めた平成の大合併、市町村数は1999年3月の3,232から2010年3月末に1,727へと半減いたしました。ところが、合併した旧町村の地域のほうが合併に加わらず存続を選択した近隣の小規模町村に比べ人口の減少率が高かったことが日弁連の調査でわかりました。役場がなくなった影響で、公務員減少や商店廃業、事務所閉鎖などが連鎖的に起き、地域が衰退したのが主な要因と見られます。

さらに、全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進行する中、総務省研究会が複数市町村で医療や福祉などに取り組む圏域構想を新たな行政主体として法制化すると発表いたしました。既に一部は実施の協議に入っていますが、形を変えた令和の大合併構想とも言えるこの考えを実際にはどう捉えておられるのでしょうか。士別市も朝日町との合併のまちです。まずは平成の大合併の検証が十分になされているのでしょうか。

合併は行政の効率化や専門職員の充実などメリットもありますが、弊害として住民の声が行政に届きにくくなったとの指摘や地域の祭りや行事の継承を危ぶむ声もごぞいます。最も深刻なのは、市街地商店街や各種事業所と事務所の空洞化であります。特に後継者や担い手不足により事業承継が難航し、ついには廃業に追い込まれてしまう中小零細企業が著しく多いことを商工会議所や商工会等と連携し、確実に掌握しているのでしょうか。士別市は、今年度の新規

事業として事業承継支援事業をスタートさせ、官民一体となった支援や相談体制を確立するといいたしましたが、具体的にどんな対策や行動をとり、どんな成果を上げられたのでしょうか。

次に、誘致した優良企業の縮小や撤退についてお聞きいたします。

突然お隣の名寄市に大きな激震が走りました。10月上旬、およそ60年にわたって地域経済を支えてきた王子マテリア名寄工場が2年後の2021年12月をもって閉鎖するという降って湧いたような話が飛び込んできたからであります。報道によれば、2017年の名寄市の工業製造品出荷額は年間約186億円、このうち王子マテリアほか2社によるパルプ、紙、紙加工品製造業が149億円と実に8割を占める市の柱とも言える産業です。この生産がとまれば、市内の経済にとって致命的ともいえる、大き過ぎるほどの穴があくことは必定であります。名寄工場の製造設備は王子製紙苫小牧工場へ集約、再編すると言われてはいますが、閉鎖後の活用予定はないと聞きます。関連して、運送や工場機械などのメンテナンスなどを行う取引業者が10社ほどあり、市内近郊の事業所に与える影響額は約27億円と試算されています。工場には約100人の従業員がおり、その家族を含めて名寄を離れるようなことになれば、消費などで地元の与える影響は大きく、まちの打撃ははかり知れないと言えるでしょう。この緊急事態はとてつ対岸の火事とは思えません。まずは、この問題をどう受けとめたかお伺いいたします。

そして、本市の企業や事業所などにもどんな影響があるのでしょうか。士別市にも創業100年を刻む日本甜菜製糖の工場を初め、トヨタ、ダイハツ、ヤマハ、ブリヂストン、ミシュランなど優良誘致企業の工場や試験場が数多く存在いたします。改めてこれらの企業が縮小や撤退という最悪の事態を招かないようにするため、ウイン・ウインな関係を構築するとともに、親密な連携や不断の努力をどのように図っておられるのでしょうか。また、今後どうあるべきと考えておられるのか、御所見をお聞かせください。

次に、指定管理や三セクにおける不正と対策についてお伺いいたします。

これまたお隣の名寄市が不祥事の連続で大揺れであります。第三セクターである名寄振興公社の不明瞭な債権譲渡と粉飾決済事件及び名寄市社会福祉協議会の介護報酬不正受給事件で、名寄市は上へ下への大騒ぎになっているのであります。これまた報道によれば、同公社問題では債権譲渡で6,000万円の累積赤字や2,000万円の使途不明金など約1億円の債務超過を抱えていると言われております。ほかにも職員が窃盗で逮捕されたり、宿泊助成制度を不正利用したり、車検切れの送迎バスを運行していたというから、事は深刻であります。加えて浴室天上が老朽化で落下するというおまけの事態まで発生いたしました。

なお、名寄市社会福祉協議会運営の居宅介護支援事業所で起きた介護報酬不正受給問題については、苔口議員が辛口の質問で厳しく追及さなされる予定になってございますので、私からの質問は割愛させていただきます。

いずれにしても、この超異常な事態はとてつ看過できるものではありません。私もつい先日寺子屋天塩川塾の講演会で北大の石井吉春名誉教授から指定管理と三セクのお話をお伺いいたしましたが、実は相当に大問題であることを再認識した次第でございます。

そこで、何よりもまず、この問題を正直にどう受けとめたのかという点からお聞かせください。士別市も多くの指定管理、三セクを抱えてございます。改めて気を引き締める必要があるのではないのでしょうか。中国最古の詩集で五経の一つである詩経に、他山の石、以て玉を攻むべしとあるのが頭をよぎります。まさしくこれは他山の石とすべきでありましょう。実際問題として、本市における現行の監視体制や内部統制は十分と言えるものなのでしょうか。厳密な検証や改善すべき点は何だと思われますか。さらに、今後も続々と増えるであろう指定管理への対応はどうあるべきだとお考えでしょうか。しっかりとした御見解をお伺いしたいと存じます。

次に、ふるさと納税での法改正後の対応についてお聞きいたします。

ふるさと納税制度は、ことし6月から法改正によりルールが大きく変わりました。ふるさと納税とは、自分が応援したいと思う自治体に寄附すると特産品、名産品などをお礼の品として受け取り、自己負担額の2,000円を除き、その年の所得税還付と翌年度の個人住民税の控除が受けられるという皆さん御承知のものであります。とりわけ仕組みの便利さと返礼品の魅力が支持され、市場規模は近年右肩上がり急速に拡大いたしました。しかし、同時に返礼品の過熱というひずみも生まれ、特産品とは呼べない旅行券やAmazonギフト券を返礼品にして多額の寄附金を集める自治体があられたのです。そこで、今後は総務省の事前審査を受け、返礼品は地場産品でかつ寄附額の3割以下という基準を厳しくし、さらに広告費や送料など諸経費を含めて寄附額を5割以下に抑える必要もあるとされました。その結果、総務省の注意、警告に従わない大阪府泉佐野市など4市町は制度対象から外されることになったわけでありませう。

士別市において、このルール変更後、返礼品や寄附額などに何か変化があったのでしょうか。また、寄附者への対応などに変更があったのでしょうか。さらに、どの自治体も今まで以上に自分たちの努力と工夫で魅力を高める必要に迫られたのですが、関係者間で十分な検討をなされたのでしょうか。加えて、最近では災害が起きた自治体に返礼品なしで寄附するものや自治体が抱える問題の解決に焦点を当てたガバメントクラウドファンディングと呼ばれる新しい形のふるさと納税も出てきてございます。本市でも今後新しい市政や取り組みに挑戦なされることを御期待申し上げたいと存じます。

最後となりましたが、職員の不祥事未然・再発防止策についてお尋ねいたします。

最近残念ながら、本市も含め地方自治体職員による不祥事が相次いでいます。定期監査でも不適切な会計処理について何度となく指摘がなされている現況にございます。市民が主役の士別市政は、市民の確かな信頼の上に成り立つものであり、職員一人一人が職務規律の確保や法令遵守の徹底について高い意識を持つことが重要であることは論をまちませぬ。

そこで、本市としては、不祥事未然・再発防止のための取り組みとしてどんなことをしているのか、お聞かせください。

牧野市政10年間の功績は本市の歴史にさん然と輝くすばらしいものでありますが、当然に裏

の面も否定はできません。市長に直接の責任がないとは言え、任命責任や善管注意義務を負っていると考えるのが自然であります。そこで、この10年間にどれだけの懲戒処分と事案があったのかお示してください。

さらに、コンプライアンス確立や公務員倫理とハラスメント防止策は万全なのでしょうか。加えて、懲戒処分等事案の公表はホームページ等で適切に行われているのでしょうか。また、非常に大事なことですが、職員の業務遂行を支える職場環境や上司と部下の報告、連絡、相談体制は問題なくできているのでしょうか。

以上お伺いをして、私の一般質問を終わります。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に私から人口減少と少子高齢化に伴う承継問題、誘致した優良企業の縮小や撤退、職員の不祥事未然防止策について答弁申し上げ、指定管理や三セクにおける不正と対策、ふるさと納税での法改正後の対応については経済部長から答弁申し上げます。

初めに、総務省研究会が示した圏域構想についてです。

国は、本格的な人口減少と高齢化を迎える中で、住民の暮らしと地域経済を守るため、高齢者人口が最大となる2040年ころに自治体が抱えるであろう行政課題を整理し、今後の自治体行政のあり方と早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とする自治体戦略2040研究会を設置したところであります。昨年7月に研究会から第二次報告が公表されました。その内容は、子育てや教育、医療、介護、インフラ、公共交通など7つの分野での課題としてまとめられ、その解消について各省庁はもとより地方自治体も持続可能な形で住民サービスが提供し続けられるよう考え方が示されたものであり、その中で、地方圏の圏域マネジメントについて、圏域単位で行政を進めることや都道府県と市町村の二層性の柔軟化などが示されたところであります。現状においては具体的な内容は明らかになっておりませんが、今後の検討経過も踏まえ北海道中央圏域定住自立圏での広域連携の取り組みとの関連性なども含めて調査・研究をしてまいります。

次に、合併の検証についてです。

平成17年9月の合併から10年を経過した平成27年に合併協定項目などの調整状況の確認と合併の効果や今後の課題などについて政策会議等で検証し、その結果を広報しべつ9月号と10月号に特集掲載いたしました。その時点の協定項目の検証結果については、21分野172の協定項目における調整状況として、162項目、94.2%が調整済みで、使用料・手数料の取り扱いやごみ処理施設の再編、ごみ処分手数料の有料化などの10項目が継続調整中でありました。現時点においては、ごみの有料化など調整完了したものや調整対象団体の考え方や下水道負担金・分担金の取り扱いなど、これまでの経過や地域性を考慮する中で調整しないと判断したものも含め、全項目で調整済みとなっております。

また、合併の効果については、両市町の施設利用や行政サービス窓口の拡大など、利便性の

向上や住民サービスの充実、それぞれの地域特性の融合によるまちづくりの多様性、交付税による優遇措置や議員、職員などの減少による財政効果など、行財政の効率化などがありました。

一方、課題等については、全国的な人口減少社会になって、本市においても例外ではない状況の中で、人口減少に対応した活力あるまちづくりの推進が必要であり、まちづくり総合計画や市長マニフェストの着実な実行、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、各種計画に基づいた取り組みを進めてまいります。

次に、事業承継についてです。

後継者がいないなどの理由による事業承継が進まない現状は、本市に限らず全国的な課題となっております。本市では、市、士別商工会議所、朝日商工会、市内金融機関による士別市中小・小規模事業者事業承継検討委員会を立ち上げ、情報を共有し、課題の洗い出しを目的に市内事業所を対象とした実態調査を実施し、各事業所の状況把握に努めるとともに、事業承継セミナーを開催し、意識向上を図ってきたところであります。

そこで、今年度はさまざまな事業承継問題の相談がしやすい環境づくりとして、検討委員会に参加しているそれぞれの窓口において、共通ののぼりを設置した事業承継相談窓口を開設いたしました。また、他地域の事業承継による取り組みの視察や上川総合振興局との連携による事業承継促進セミナーも本市において開催してきており、参加者からは事業承継がどのようなかイメージすることができたといった意見をいただいているところでもあります。今後は、市内事業者向けの講演会や事業承継個別相談などを関係機関と連携して進め、事業承継の取り組みを促進させていく考えであります。

次に、誘致した優良企業の縮小や撤退についてであります。

初めに、王子マテリア名寄工場撤退の受けとめと本市企業への影響についてです。

名寄市緊急対策本部が実施した調査によりますと、関係する本市企業はおよそ10社程度あると伺っているところであります。この内容からも、王子マテリア名寄工場の撤退における市内事業所への影響は大きいもの考えられることから、本市においても名寄市を中心とした署名活動に賛同し、取り組んでいるところであります。今後も名寄市と連携し、状況把握やその対応に努めてまいります。

次に、誘致企業との連携などについてです。

本市には、自動車を中心とした試験研究施設や日本甜菜製糖株式会社など大規模企業が立地をしております。これらの企業とは、折に触れて顔を合わせながら情報交換を行っているほか、本市と連携したイベントも数多く行っているところであります。今後も各企業との連携を密にするとともに、経済動向なども注視しながら、この地域での持続的な企業活動の展開に向け最善の努力をしてまいります。市内の中小企業においても、商工会議所や商工会などと連携、情報交換を行いながら、健全な企業運営が行えるよう取り組みを進めてまいります。

最後に、職員の不祥事未然防止策についてです。

21年度から30年度における過去10年間の懲戒処分等事案は、病院職員や臨時・非常勤職員の

ものも含め、15件発生をしております。その処分ごとの人数は、訓告が3人、戒告が18人、10分の1の減給では1カ月、2カ月、4カ月がそれぞれ1人、停職では1カ月が1人、6カ月が2人となっており、事案の内容によっては上司に対して厳重注意を行っているところであります。

こうした不祥事の未然防止策としては、綱紀肅正及び服務規律の保持について全職員へ定期的に周知徹底を図り、公務員としての自覚の再認識を促し、不祥事等により市民の信頼を裏切ることがないように注意喚起を行っております。

また、ハラスメントに関しては、士別市職員のハラスメント防止等に関する要綱により、健全な職場環境の確保に向けた所属長や職員の職責と問題発生時の対応方法も定め、制度周知により職員の認識を深めることで防止につなげているところであります。

懲戒処分の公表については、市の懲戒処分の公表基準に基づき、職務に関連しない行為による戒告処分以外についてはホームページで公表しております。公表する項目は、処分の種類に応じて定めており、戒告と減給の場合は事案の概要、処分内容、処分日を公表するものとし、停職の場合は所属、職位、性別、年齢を加え、免職の場合は氏名も公表することとしております。公表の時期も処分の種類によって異なり、戒告と減給は年度末までに、停職と免職は処分後速やかに公表をしております。

先ほど申しあげました過去10年間の処分事案では、人身事故などの交通事故や速度超過などの違反行為がその多くを占めておりますが、近年新たなものとして不適切な事務処理事案が発生しております。こうした状況を踏まえ、来年度、コンプライアンスの強化に向けた研修の実施について現在検討しております。

また、業務遂行を支える体制の構築については、各職員が担っている業務が見える化し、特定の職員に業務負荷の偏りが生じることがないように、グループウェア機能の業務遂行プログラムを活用した情報共有と連携の強化を進めております。

さらに、来年度一般職へ試行導入を予定している人事評価制度においては、職員本人が提案する職務目標の設定や達成状況の評価、中間の進捗状況の管理時に上司との面談を必須としていることから、新たな人材育成とコミュニケーションの機会を創設できるものと考えております。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、指定管理や三セクにおける不正と対策及びふるさと納税での法改正後の対応についてお答えいたします。

初めに、不正と対策についてです。

名寄市における第三セクターである名寄振興公社の問題を受け、改めて事務事業の確認・検証の重要性を認識したところです。本市におきましても、第三セクターに委任している指定管理施設がありますが、平時から法人に対する業務の実施状況や財政状況の確認については予算、

決算に伴う事業計画や収支状況の聞き取り、財務諸表による経営状況の確認など、適宜点検・確認を行っています。あわせて、本市における第三セクターは全て本市が2分の1以上の出資をしている法人であることから、地方自治法に基づき公正な行政運営を確保するため、監査委員による財務執行状況や経営管理状況について監査が可能な法人であるほか、同法に基づき議会に対する出資団体の報告が義務づけられており、毎年度決算において決算の報告と新年度の事業計画を提出しているところです。そのほか、所管課による経営会議等により、法人の経営状況や収支状況などについて随時確認をしているところです。今後においても、現制度を運用する中で公正で適正な事務執行を確保していくよう、業務内容やチェック体制の点検などを引き続き実施してまいります。

次に、ふるさと納税での法改正後の対応についてお答えいたします。

令和元年6月施行の地方税法改正法では、ふるさと納税指定制度に係る指定基準が見直され、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定することとなり、指定を受けない地方団体への寄附はふるさと納税の対象外となりました。総務大臣の指定基準は3点であり、1つ目は募集の適正な実施であります。募集に要した費用の合計額が寄附額の50%以下にすることとし、募集に要した費用とは、返礼品の代金や送料のほか、新聞やインターネットなどを活用した広告費用、インターネット上のクレジットカード決済の手数料や金融機関の取り扱い手数料などの総額です。2つ目は返礼品の割合を寄附額の3割以下とする基準、3つ目は地場産品基準であり、地域内において生産及び製造、加工がされたものなどとなっています。この基準のうち、返礼品の割合は寄附額の3割以下であり、地場産品とすることはこれまでも通知されていた内容であります。今回の改正での本市の変更点としては、地場産品としての扱いにおいて見解を確認中の商品があり、それらについては改正後からは一時取り扱いを休止しています。

なお、今回本市の改正における総務大臣指定では、令和2年9月までの1年4カ月の指定期間となったところです。

しかしながら、平成30年11月から平成31年3月末までの間において、返礼割合が3割を超えている、または地場産品以外の返礼品を提供することにより寄附金を受け入れたとして43団体が当初の指定期間から1年短い4カ月、また4団体においては当初不指定となりました。

次に、本市の今年度の寄附金状況についてですが、11月末現在で2,960万円と去年同期比44%の増加となっており、今年度末の寄附金総額を5,670万円と見込み、今定例会最終日に諸経費の補正予算を提案する予定です。寄附金増加の要因としては、昨年10月よりインターネットによる募集サイト契約を1社増やして2社にしたことや平成30年から返礼品の種類を増やしたことで利用者の選択肢が増えたことなどが考えられます。また、市内各事業所と契約しています返礼品関係委託業務が本年度で終了することから、今後、次年度からの返礼品関係業務の取り扱い事業所決定に向けた募集を行います。今回示された基準を遵守し、議員お話しとの関係者全体で魅力ある返礼品により多くの方に士別市を応援いただけるよう進めていきます。

次に、ガバメントクラウドファンディングについてです。

議員お話しのとおり、これは自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みですが、本市においても多くの関係者、関係機関と連携する中で活用方法などの協議が必要だと考えています。

また、今後のふるさと納税の取り組みや市政についてですが、今回の制度改正により一律のルールが明確になったことから、これまで以上に返礼品の魅力アップに注力することが重要となります。また、送料が上昇している現状から、士別に来てもらうという返礼品も必要と考えます。現在も宿泊券を返礼品にしている施設やゴルフ体験と宿泊をセットにした返礼品などがありますが、本市のオリジナルとして、羊との触れ合いやハーフマラソン大会参加、農業収穫体験など、魅力ある返礼品の造成に向け、関係者、関係機関との検討が必要であると考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 丹 正臣議員。

○10番（丹 正臣君）（登壇） 第4回定例会に当たり、2つほど質問し、答弁を求めるものでございます。

初めに、士別版応援団会議の創設についてということであります。

この応援団というのは、いろいろ多種多様でありますけれども、ここで言う応援団というのは士別に対して財源をどういふぐあいに捻出するかという応援団を予定しておりますので、その旨よろしくお願いをいたします。

士別市の財政運営は依然として財政の硬直化の改善が課題であり、この2年間も一般会計は財政調整基金を取り崩し、決算となったものであります。財政基金残高も11億5,000万円という厳しい状況の中にあるわけでございます。このような状況の中で、士別市の地方創生の方向を示す第2期目の士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略も来年度から7年計画で新たにスタートすると聞いております。先般この冊子が配られております。まだ中身は詳細に見ておりませんので、どの程度わかりませんが、そういうことで進んでおります。

現在の第1期総合戦略では5年にわたり、今年度が終わりでありまして、その目標とあるものは、士別は基幹産業が農業でありますので、農業の未来都市創造と合宿の聖地創造、この2

つで基本構想を掲げ、地方創生に取り組んできたわけでございます。それらを検証しながら2期目の計画では、この2つにもう一つ、まちなか未来創生が加わって、3つで来年度からスタートするという事になっております。本市において、まちづくり総合計画や総合戦略を着実に進めることが地域のまちの活性化や市民の福祉向上につながるものだと認識をしております。多くの事業をするに当たって、財源の確保が課題であると私は認識をしております。限りある財源を有効に効果的に使用するには、新たな財源が必要だという認識に至っております。私は、地方創生に取り組むを進めるに当たり、課題となる財源確保についての一つの方法として企業版ふるさと納税を積極的に取り組むべきだと考えております。

そこで、企業版ふるさと納税の制度概要とあわせて積極的にこの課題内容について、士別市が取り組むような方針であるのかをお聞きする次第であります。

先般、鈴木北海道知事の公約の一つである北海道応援団会議のキックオフイベントとして開催されましたほっかいどう応援セミナーに牧野市長が出席されて、本市の特徴や魅力をトップセールスしたとお聞きをしております。そこで私は士別版応援団会議の設置を提案させていただくものであります。

我が士別市は、昨日からもいろいろな形の中で出ておりますけれども、優良企業が多くある、私はあえて言えば企業城下町という位置づけがこの辺ではできるんだと思います。そのような企業にこの会議の趣旨を理解いただき、このまちづくりのために一層の御理解をいただき、深くかかわってもらいたい。ああ、やはり士別は多くの企業があるからこういうことができるんだというやまれるような、そんなまちづくりをしなければなりません。しからば、財政状況が悪くなったときということではなくして、悪くなる前に積極的に今制度化されております企業版ふるさと納税を活用して、まちづくりの一助になればいいと、そんな思いをしております。

幸いにいたしまして、士別市ふるさと大使、東京を中心にしてたくさんの方が士別をPRしてくれたり、応援をしてくれておりますので、その人たちの人脈を生かしながら士別市の関係を築いていただく機会にもなるんでないだろうか。そんな思いをしております。将来にわたって健全な財政運営をする方法、手段の一つとして士別版応援団会議の創設に向けて行政の考え方をお受けする次第でございます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、企業版ふるさと納税についてです。

平成28年に創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対し、企業が寄附を行った場合に寄附額の3割を当該企業の法人関係税から税額控除する仕組みです。これにより、通常の損金算入による軽減効果である約3割と合わせると、最大で寄附額の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。この税制制度は今年度までの特例措置となっておりますが、国は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とあわせて適用期限の延長と税制優遇措置の拡充などを検討していると伺っております。

現在、全国で40道府県、388市町村で676事業が認定されており、道内では夕張市や美瑛町が全国の特徴的な取り組みとして紹介されています。本市では第2期総合戦略を策定中であり、この総合戦略に掲げた事業を推進するため、先進事例も参考にしながら、企業版ふるさと納税の活用に向けた検討を進めます。

次に、士別版応援団会議の創設についてです。

議員お話しのとおり、9月に開催されたほっかいどう応援セミナーに参加し、合宿、農業、自動運転技術等の開発のプレゼンテーションを行う中で、本市の特性や魅力をトップセールスで発信してきたところです。本市は、自動車等の試験研究やスポーツ・文化合宿など多くの企業や大学、団体のほか、これらに携わる関係者、いわゆる関係人口に支えられています。さらに、日ごろから士別ふるさと大使の皆様とは親しく情報交換をさせていただいており、本市市政の発展に多方面から御尽力をいただいているところです。現在、各企業と教育や健康づくりの分野を初めとするさまざまな連携に取り組んでいるところであり、まずは各企業や関係者との連携をさらに深化させていくことが応援団会議の目的を達成することにつながると考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 丹議員。

○10番（丹 正臣君）（登壇） 次に、東京オリンピック・パラリンピックにおける士別市の役割はどこにあるのかということでお伺いいたします。

2020年、来年56年ぶりに東京においてオリンピック・パラリンピックが国民を挙げてスポーツの祭典として取り組むわけでございます。そこで、我が士別市は40年余りの歴史のあるスポーツのまち、合宿のまちとして日本陸連、体育協会、さらには日本ウエイトリフティング協会等々の長いつき合い、実績の中で、東京オリンピック・パラリンピックをどのような形で取り組み、役割を持つのかをお聞きする次第でございます。

その中で、オリンピックを頂点として国からの登録を受け進めている台湾とのホストタウンについて、これはスポーツはもちろんなんですけれども、士別を中心とした1市3町の士別地域日台親善協会が設立されるなど、スポーツはもとより、文化交流、人的交流、経済交流、経済交流では先月この団体が台湾に行って農産物等々を販売したことのPRも載ってございましたけれども、そういう意味で広い国際交流が進められているわけでございます。特に、スポーツ面では、ウエリフを中心にナショナルチームの参加があったり、国立台湾師範大学ウエイトリフティング部が士別に来るなど、合同練習や市民見学会の交流が行われているわけでございます。ほかにも、2017年日本・韓国国際友好ウエイトリフティング協会の大会、さらには日本マスターズ全国大会等々が士別市で行われ、市民の関心の高さを感じているところでございます。

そこで、士別市はホストタウンの関係で国からの2分の1の特別交付税措置を受けながら、オリンピック閉会後もさまざまなホストタウン事業を進めていかなければならないと聞いております。そこで、これまでの3カ年の事業の進め方と今後の方向についてどのように検証し、

評価しているのかをお聞きするものでございます。

次に、オリンピックに向けて、合宿の聖地として我が士別市は気候もいいし、環境もいいし、食べ物もおもてなしもいいということで高い評価を受けているわけございまして、その中にあって、今全国各地でオリンピック選手を誘致する直前合宿等々の活動がいろいろな形で行われているわけでございますけれども、我が士別市として招致活動にはどのような形で取り組んでいるのか。私の感覚でいけば、ホストタウン台湾との交流がオリンピックを頂点としてなされているわけでございますから、少なくとも台湾選手団の一行が直前合宿等々に参加するような思いを持っているわけでございますけれども、その辺のことについてどのような取り組みをしているのか、お聞きをする次第でございます。

また、今回承知のとおり、士別はハーフマラソンの大会があります。ちょうどオリンピックの時期とぶつかるわけでございますけれども、その調整をするに当たって、本来ならば7月の最終土曜・日曜日だと思うんですけども、それはオリンピックと重なるわけでございますから、日程の変更等調整等が進んでいるのか、そのようなことについてお尋ねをする次第でございます。

次に、オリンピック観戦のチケットの販売関係についてお伺いをいたします。

1次、2次販売が既に終わっているんですけども、すごい競争率、高い率でなかなか購入ができないということが言われております。そのような状況の中で、我が士別市は、スポーツのまちとして長いおつき合いがあるのでありますから、例えばなんですけども、市長を初め関係の方々に特別に競技団体等々から優待券などというものがあるのかどうなのか。そのぐらいのことがなければ、やはり今まで40、50年の歴史があるわけでございますから、特別優待券というものがあるのか、その辺のこともお聞かせを願えればと思っております。

次に、士別市として、オリンピック・パラリンピックの応援参加についてお聞かせをいただきます。

ここでは先ほど合宿の里士別推進協議会の取り組みとして、仙台市で毎回行われております女子駅伝競走に士別の方が応援参加をしております。それは市民の方も行かれているということです。そういうことでありますので、応援についてはオリンピック応援を市として、例えば合宿の里として応援をするような実施計画を立てているのかどうなのか、この機会にお伺いする次第でございます。

最後に、オリンピックの花形でありますマラソンと競歩が暑さ対策で札幌で開催することになりました。これについても今、北海道や札幌が鋭意迎え入れる体制を構築しているところでございますけれども、我が士別市として40年超のハーフマラソン等々の実績がある士別市でございますので、それを士別として大会運営、札幌でのオリンピックに対する協力だとか、応援、ボランティアだとか、そういうことを考えているのか、それとも士別に応援に来てほしいということがあるのかどうかもお聞かせをいただきたいと思っております。50年に1回、もう僕たちの時代には札幌には、東京にはオリンピックが来ないのでありますから、自主的な参加で、あく

までも参加を求めているのか、士別として独自の今までの歴史の中で応援を考えているのか、そのことについてお聞かせをいただき、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定を機に、士別市はこれまで積み重ねてきた合宿の里づくりをさらに発展させ、合宿受け入れ体制の充実や市民理解の深化・拡大を図りながら合宿の聖地創造を目指す取り組みを進めてきました。特に日本陸上競技連盟や日本実業団陸上競技連合はもとより、日本オリンピック委員会や日本ウエイトリフティング協会などとの連携を図るとともに、トヨタ自動車やダイハツを初め、かかわりの深い実業団チームや大学などとの情報交換や相互理解のもと、オリンピックを目指す選手やチームを支える合宿環境の拡充に努めてきたところです。

今後においても、中央競技団体などとの連携を深めるとともに、夢や目標に向かって世界を目指し、市民や国民に元気や勇気を与えてくれる選手たちがしっかりと成長することのできる環境づくりや心を込めたサポートに努めていかなければならないと考えています。

そこで、ホストタウンの取り組みについてです。

本市では、平成29年に台湾ウエイトリフティング協会と包括的交流協定を締結し、その後の相互交流では国立台湾師範大学を初め、台湾ジュニア選抜、高雄市立鼓山高級中学が本市を訪れ、本市からは少年団が台湾を訪問しています。このほか、文化交流としての市民合唱団派遣、教育交流としての士別東高校見学旅行などで交流の幅を広げてきました。また、オリンピック・パラリンピック終了後につながる取り組みとして、1市3町で構成する日台親善協会や着地型観光推進協議会、また、今年度加盟した北海道訪日教育旅行促進協議会などとの連携も含め、スポーツ、文化、教育にかかわるさまざまな取り組みに努めています。現時点においては、台湾ナショナルチームの合宿招致には至っていませんが、関係機関等との連携のもと引き続き招致実現に努めてまいります。

次に、広くオリンピック関連合宿の招致に向けた活動についてです。

先般、マラソン、競歩の有力国や参加が見込まれる65の国や地域に電子メールを送信し、本市のスポーツ施設などの情報を提供したところです。本市は夏でも朝晩が涼しいという気候条件に恵まれ、新国立競技場と同じトラックを備える陸上競技場、ロードトレーニングにも適した練習環境、さらには、ウエイトトレーニングの面でも充実した設備、器具を有しています。また、マラソン金メダリストの高橋尚子さんや野口みずきさんを初め、多くのトップアスリートや2008年の北京オリンピックに出場したドイツナショナルチームが合宿してきたという実績もあり、加えて9月のマラソングランドチャンピオンシップで日本代表に内定した4名の選手もトレーニングを積んだまちでもあります。こうした実績について広くPRするなど、今後も大会組織委員会や北海道のオリンピック・パラリンピック連携室などとも情報交換しながら、引き続き招致活動を進めてまいります。

マラソン競技の札幌市開催にかかわっては、東京都を初め日本陸上競技連盟や陸上関係者、あるいは代表内定者などにとっては困惑や疑問などさまざまな思いを抱えながら今日に至っていることも事実です。こうした状況にはありますが、正式に決定された以上は本市としても北海道や札幌市とも連携し、でき得る限りの協力に努めるとともに、海外選手の合宿招致などについて積極的に取り組みを進めてまいります。

あわせて、マラソン競技の日程が女子は8月4日、男子は9日に開催されるとの決定を受け、来年の士別ハーフマラソン大会がオリンピックに向けての調整レースや合宿メニューに位置づけられることなども想定し、現在7月中旬の開催について検討しているところであり、引き続き関係団体等との協議を進める考えです。

次に、オリンピック観戦優待と大会ボランティアへの対応についての御質問がありました。

お話しのとおり観戦チケットの入手は困難をきわめており、さらに都内での宿泊についても容易ではない状況となっています。こうした中、競技の主開催地となる東京都のほか、北海道や関係各県の市町村向けのチケットの優先販売とホストタウン向けのチケットの案内があったところですが、この案内では札幌市で開催されるサッカーのほか組織委員会が抽出した競技種目や日程に限定されていたため、この内容では活用が難しいと判断をし、購入を見送ったところです。また、ウエイトリフティング競技においては、競技団体を通して各地方協会への事前購入の案内がありましたが、出場選手が決定していないことなどから当面見送ることとなりました。今後、日本ウエイトリフティング協会とのパートナー協定を踏まえ、現地での応援がかなうよう調整を進めていく考えです。

なお、陸上競技関係については現時点において特別優待などのお話はいただいていないところです。

大会ボランティアにかかわっては、全て組織委員会が直接的に取り仕切っており、各市町村がかかわりを持つ体制にはなっていないため、本市としても特段の対応は行っておりません。既にボランティアの研修会も始まっており、体制は固まっているようではありますが、一部報道ではマラソン、競歩の札幌開催に伴ってボランティアや大会運営役員、スタッフの追加も検討しているとのことであり、今後の組織委員会や札幌市、北海道からの協力要請や募集などの情報も確認しながら、可能な限り協力していきたいと考えています。

あわせて、特に札幌での開催となるマラソン、競歩にかかわっては、応援についても今後詳細が明らかになり次第検討していく考えです。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで、あと226日となりました。これからは日に日に熱気や期待が高まり、本番では大きな感動や勇気、そして元気を与えてくれるものと考えます。オリンピズムの普及などJOCとのパートナー都市協定としての取り組みやホストタウンとしての取り組みに加え、過日募集のあったパラリンピック聖火リレープログラムへの参加についても検討を進める考えであり、スポーツに求められる、する・見る・支えるの3要素についても合宿の里である特質を踏まえ、まち全体で支え、間近で見て魅力を知り、そ

してみずからが実践するという市民皆スポーツの実現に向けても一層の取り組みに努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 9番 渡辺英次議員。

○9番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従い一般質問を行います。

午前の国忠議員の質問と重複している部分については割愛し、質問に入らせていただきます。

10年先に立って今を見る。これは、牧野市長のマニフェストの私の誓いにかかれていた言葉で、今でも市長はそうお話しされております。私も全く持って同感であり、中長期的な展望を持ってこそ今の市政運営のかじ取りができるものと考えているところです。

さて、ほかの議員からの質問にもあったように、本年9月でちょうど10年市政運営を終えられましたので、10年前、現在、そして10年先を見据え質問をさせていただきます。

就任当時の10年前、今現在から当時を見て、市政運営を考えていたと推測します。要するに、10年後である今現在を見据えて就任されたということになるかと思いますが、当時想定されていた今現在と実際の今は想定していたものに近かったか、もしくは想定外のことが多かったか、そのあたりの御所見をお伺いいたします。

また、想定外のことがあったならば、具体的にどのようなものがあつたか、また、それに対する対応はどうしてきたか、例があればお知らせください。

次に、就任から現在までの自己分析はどのようにされているか、お知らせください。

マニフェスト事業に関する評価については、さきの国忠議員の答弁にて理解しましたが、市民のリーダーとして、そして行政機関のトップとしての自己分析もお聞かせください。

また、この先、10年後から今現在を見て、今後どのような市政運営をすべきか、課題は何か、課題解決に向けて何をすべきか、御所見をお知らせください。

次に、今後の財政の見通しについて何点かお伺いします。

昨年の第1回定例会、第4回定例会、本年第2回定例会でも質問がされております。現在のまちづくり総合計画の策定の際に示された財政収支見込みでは、性質別に分類され計画期間8年間の試算が計上されております。人口減少に伴い、市税や国・道支出金などは減少傾向になり、大型ハード事業が完了したことにより地方債も減少し、計画期間最終年の2025年、令和7年では一般会計の収支見込みが150億円を下回る試算となっております。歳出の傾向を見ますと、義務的経費の中では、人件費や扶助費が若干の減少傾向で、公債費については大型事業の起債償還を迎えることから増加する見込みとなっております。また、投資的経費については、市庁舎の工事を終えた2021年度には半減近くまで縮小し、計画期間最終年、2025年度においては計画が始まった2018年度と比較すると3割を切る7億8,500万円との試算となっております。そこで、まずはこの計画期間における収支見通しについての具体的な説明を求めます。

また、計画期間内及び起債残高と起債償還、それぞれのピーク時における各種の指標はどのように推移するのか。実質公債費比率については、昨年の第4回定例会の答弁で、起債残高ピ

ーク時の2020年ごろに15%程度になるとありましたが、その他の指標についてはどのように推測されているか、お知らせください。

また、計画期間内の各種の指標の記載については、昨年の第1回定例会の答弁で、普通交付税の交付額によって大きく左右されることやその他の理由により指標を記載することは困難であるとのことでしたが、例えば想定できる交付税額の範囲による上限の数値を示すことなどはできないのでしょうか。あわせて御所見をお伺いします。

次に、歳出の義務的経費についての考え方を伺います。

人件費、扶助費、公債費については、硬直性が高いために圧縮がなかなか見込めない状況がありますが、その中でも人件費については今後見合ったものにしていかなければならないと考えますが、この事務的経費を可能な限り圧縮するために必要な対応策をどのようにお考えか、お知らせください。

次に、投資的経費、いわゆるハード事業ですが、先ほど申し上げたとおり、本計画期間内で事業費が3割を切る試算となっております。これまでの答弁では、後期計画では市道整備、橋梁整備、上下水道のインフラの整備が中心になるとのことでしたが、投資的経費は計画最終年度の歳出の構成比で見ますと、歳出全体の5.2%ということになります。一般会計の構成比としてこのような数値は適正と言えるのでしょうか。この極端な公共事業の減少は、本市における関連する企業にも大きな打撃を与えることにもなり、それは市民の雇用の場としても危機的な状況になることを意味するものであると危惧します。この試算の状況で想定される市内経済についてどのような御所見を持っているか、また、今後において対応策をどのようにお考えか、あわせてお知らせください。

次に、財政調整基金について伺います。

昨年の第4回定例会で谷議員も質問しておりますが、計画前期4年では基金を取り崩し収支の均衡を図り、計画期間最終年に4億円残すとの答弁でした。また、市長の答弁では、環境センターや市庁舎の大型事業を察知しており、基金残高6億円近くだったものを20億円ほどまで積み上げ、それを取り崩して充てたというお話がありました。

そこでお伺いいたしますが、当時基金を積み上げたときの財政状況と、この先の財政状況では、今後基金に積むような剰余金はなかなか算出できないのではないかと想像いたしますが、4億円までに減少する見込みの財政調整基金を将来のために積み上げていくことは今後可能とお考えか、御所見をお伺いいたします。

また、谷議員の質問の中で、このような状況下では事業の見直しも必要ではという質問がありました。答弁では、事業アセスメントサイクルを導入し、総合的に判断するとのことでしたが、やはりこの状況下では、マニフェスト事業でのいわゆるソフト事業も重要検討事項なのではないかと思わざるを得ません。昨日も西川議員の質問の中で事業アセスメントサイクルの答弁が出ておりましたが、例えば本市で実施している中学生以下医療費無料化助成などのソフト事業は、事業アセスではどのような点が事業の成果として判断材料になるのか不透明な気がい

たしますが、いかがでしょうか。

財政の最後の項目は、未来のための投資をということです。

これまでの質問では、いかに本市の財政状況が厳しいのかという視点で質問をいたしました。しかしながら、本市における今後の課題は人口減少によるものが多く、いかに人口減少を食い止めるかということが大きな要素になると思われまます。財政状況が厳しくなると、理事者から職員には当然財政状況を勘案した予算案要求が求められます。しかしながら、目先の状況もさることながら、しっかりと将来像に基づいたアクションプランを構築しなければなりません。

先ほど歳出の性質的分類の投資的経費という意味ではなく、10年後に花を咲かせるといった意味での思い切った未来への投資も必要と考えます。これまでなかなか実績に乏しかった移住定住の課題もそういった未来への投資の分野の一つであると言えます。リスクを伴うものは排除ではなく、重要な課題であると判断するのであれば、後回しせず、しっかりと研究・調査を重ねて実効性のある事業の展開に結びつけられるよう望みますが、市の考え方をお知らせください。

次に、市職員の定員適正化について質問します。

昨年策定された士別市行財政運営戦略によると、計画期間最終年度を終えた2026年4月1日に328名にすると記されております。これは計画当初の2018年度の336人から8人少なくなっているということですが、この8年間で8人減とした根拠をお知らせください。

また、昨年第1回定例会での井上議員への答弁では、組織体制の見直しや機構改革について市長から答弁がありました。そして、定員については2カ年で方向性を出すとのことでしたが、1年半以上が経過した現在、どのような方向性になっているか、お知らせください。

定員について検討する上であわせて必要なことは、職員一人一人の能力向上だと考えます。本市では、人材育成基本方針に基づき職員の育成を実施することや来年度から導入予定である人事評価制度を実施するとのことでもあります。人事評価については、本議会でも人が人を評価することについての考え方も問われたところです。まずは、人材育成基本方針の中では具体的にどのように人材育成を図る考えか、また、人事評価制度によって職員は何が変わるのか、さきの山居議員の質問でも触れられておりましたが、考え方を確認させていただきます。

私は制度や方針を立てることはもとより、職員のスキルアップの原点は行政職員としての誇りと責任だと考えています。そして、そのために不可欠なものは職場環境の向上であり、それは人間関係であると考えます。生き生きと職員が誇りと責任を持って業務を遂行するに当たり、職場環境の向上に関して取り組んでいることや現状をどのように把握されているか、見解を求めます。

この項目の最後に、市民に信頼される市政の執行をと掲げさせていただきました。昨日、大西議員からの質問で、企業誘致の考え方や市民との共生についての質問がありました。武徳地域での企業誘致の件もそうでしたが、本年に入り市民の信頼を損なう形になっていることが目立つように思います。1月には敬老会補助の件で急な減額の通知が各自治会に送付され混乱、

後に減額の取りやめ。ごみ有料化では、当初全道でも高額な単価設定だったものを、市民の理解が得られないとし、議会で減額修正可決。そして今回の企業誘致の件。市民は行政に何を求めているのでしょうか。市民の皆さんはできることは自分たちで実行し、できないことの支援や経費等にかかわる補助的な部分を行政の役割と思っている人たちが多いのではと推測します。そのためには、常に情報を共有したいと思っているのではないのでしょうか。市長の政治信念でもあるガラス張りの市政、これについて非常に感銘を受けているところではありますが、実際の市政執行では手落ちともいえるケースが目につきます。一度離れた信頼を回復するには、時間もかかることと思いますが、今後、市民の皆さんが市政に共感し、ともにまちづくりを推進していくためには、どのような市政をしていかなければならないか、考え方をお聞かせ願います。

また、先ほどの職員の職場環境に当たっての質問や市民に対する行政のあり方にもかかわりますが、市政執行における理事者の責務とは何でしょうか、また、担当する職員の職務とはどのようなことでしょうか、市長の所見をお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から就任当時に予想していた10年先と今をどう捉えているのか及び市民に信頼される市政の執行について答弁申し上げ、財政の見通し及び定員適正化計画については副市長から答弁申し上げます。

初めに、想定外への対応についてです。

就任当時から今日までを振り返りますと、原発事故など甚大な被害が出た東日本大震災や昨年の北海道全域がブラックアウトに襲われた北海道胆振東部地震などの大規模災害が発生したほか、医療制度改革の影響などから地方における構造的な医師不足が深刻化することで病院経営の悪化を招き、計画外の操出金が累積するなど、想定を超える事案が発生したところです。災害への対応については、災害復旧工事や被災地への人的支援、公共施設の耐震化対策、ハザードマップの作成、防災体制の強化など、迅速な対応に努めました。

病院経営についても、病院経営改革プランの推進や地方公営企業法の全部適用など、経営改善に向けた改革を進め、長島院長を先頭に病院スタッフが一丸となり取り組み、ここ3年間では計画外の繰り出しもなく、経営改善が図られているところです。

次に、自己分析についてです。

私は、この10年間、対話、調和、市民の輪を政治理念とし、より多くの市民と触れ合い、そして語り合いながらその中でいただいた意見、要望などを踏まえてみずからのリーダーシップを発揮する中で、安全・安心で元気なまちづくりに取り組みました。

これからの課題としては、少子高齢化や過疎化の影響によりさらなる人口減少が見込まれ、10年先、さらにはその先を見据えた対策と市政運営が必要です。現在策定を進めている第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これまでの農業未来都市創造、合宿の聖地創造に加え、

新たにまちの未来創造を重点プロジェクトとして位置づけし、この3つのプロジェクトの連携とまちづくり総合計画の着実な実施により、人口減少の抑制に取り組みます。地方自治体を取り巻く状況は厳しさを増しておりますが、健全な行財政運営のもと、連携をキーワードとし、地域力を最大限に生かした持続可能で機能的なまちづくりを目指します。

次に、今後の市政執行と理事者と職員の責務についてです。

私は、平成21年の市長選挙へ立候補するに当たり、マニフェストにおいて市民が主役のガラス張り市政を掲げ、市民提案制度や子ども議会やこども夢トークの開催など、市民の声を市政に反映していくとともに、地域担当職員制度の実施により、職員と市民とが対話する環境づくりなどを進めてきました。

また、地方分権の進展に対応した自主自立の地域づくりと、市民自治を確立し、市民が主役の市政の進展を図るため、まちづくり基本条例の制定も公約に掲げ、24年に制定しました。市民自治と情報共有の2つを基本原則に市民の権利と役割、議会、市長、職員及び行政の役割と責務を定めるほか、行政運営の基本的事項や市民参加及びまちづくりの推進にかかわる事項などについて規定したところであり、この思いは市長就任当初から何ら変わることはありません。これからも、見直すべき点は改める中で、市民が主役で市民との協働により市政を執行していくために引き続き全力を傾けるとともに、職員もその責務として市民の視点に立ち、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行することで市民との信頼関係を確たるものにしてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から本市財政の見通しと定員適正化計画についてお答えいたします。

最初に、まちづくり総合計画の財政収支見通しについてです。

平成30年第1回定例会の井上議員の大綱質疑でお答えしているとおり、財政収支見通しは総合計画の各種事業の着実な実施に向けた財政推計です。そのため、財政推計による検証をもとに行財政運営戦略の取り組みと連動させているものです。社会経済情勢の影響を受けやすい地方財政の状況を鑑みると、中長期での財政推計の役割は重要と考えており、総合計画については実行計画期間の終了時における見通し時点に合わせて財政収支見通しについても見直しを行う考えです。

計画期間における収支の見通しですが、これまで御説明してきたとおり、前期実行計画期間については公債費の増加などから単年度収支はマイナスとなる見通しになっています。先日、谷議員の御質問でもお答えしましたが、計画2年目の本年度決算見込みにおいても、収支不足は避けられないものと考えており、実行計画期間は財政収支見込みどおり厳しい財政運営になるものと考えているところであります。

計画期間における実質公債費比率など健全化判断比率の推移については、まず、実質公債費比率についてですが、起債償還残高がピークとなる令和2年度決算見込みでは15%程度の見込

みであり、起債償還額がピークとなる令和4年度決算見込みにおいても起債借り入れの許可団体基準である18%までは上昇しないものと考えております。

そのほか、健全化判断比率についても現総合計画期間内においては現在の数値と比較すると悪化する傾向にあり、特に将来負担比率については起債残高のピーク時には170%程度まで上昇する可能性があります。早期健全化団体や再生団体基準数値まで悪化する見込みはありません。また、お話しのとおり、各種指標については、標準的な行政活動を行うために必要となる普通交付税交付額を含めた経常的一般財源総体である標準財政規模に影響を受けやすい特性を勘案し、これまでの検討結果と同様、収支見込み時点における見込み数値の掲載は考えてはいませんが、引き続き決算時点などにおける各指標の推計を実施することで注視してまいります。

次に、義務的経費における人件費についてです。

人件費については、行財政運営戦略の基本方針にのっとり、行政組織、行政サービス、財政運営を総合的に勘案し、適正な定員管理が必要と考えております。具体的には、来年の新庁舎供用開始に合わせ、人材育成や組織強化、市民サービスのさらなる向上を目指し、組織体制の見直しや機構改革を既に実施しているほか、働き方改革や事務の効率化に向けた時間外勤務縮減プログラム、会議改革ルールや業務遂行プログラムなどを引き続き実施することにより、効率的な業務執行を図ることで可能な限りの人件費の圧縮に努めていく考えです。

後期展望計画期間における普通建設事業費の事業量については、30年第1回定例会において井上議員の大綱質疑でお答えしているとおり、公共施設マネジメント基本計画にのっとった計画であり、展望計画期間においては道路や橋梁、上下水道といったインフラの改修、整備が中心となっているところです。

今後のハード事業の整備に当たっては、基本的には複合化による機能の再編やストック財産を効率的、効果的に利活用することで市民サービスの質を維持していかねばならないと存じております。そうした中で、公共施設マネジメント基本計画を踏まえつつ、都市機能を維持する中で、市民サービスや社会的背景などにより真に必要とされる事業をしっかりと見きわめながら、総合計画の見直し時点での計画へ反映していくなど、必要な工事量は確保してまいります。

財政調整基金につきましては、これまでも申し上げていますが、前期実行計画期間における収支不足については、これまで計画的に積み立てた財政調整基金を活用していくこととなります。基金については、近年国の経済財政諮問会議などにより、国の借金が累積する中で地方の基金が増加している実態について議論をされた経過があります。本市においては、大型事業の償還が始まる一方で、普通交付税の合併算定の満了が同時期であったことから、財政運営上の備えとしてこれまで積み立てた基金を活用していかねばならない財政運営状況にあります。そこで、まずは基金に頼らない財政基盤を構築することが急務と考えており、行財政運営戦略の取り組みを鋭意実施する中で、基金も含めた持続可能な財政基盤の構築に努めてまい

ります。

次に、事業アセスメントサイクルについてです。

事業アセスメントサイクルは、事務事業を改善の観点から確実な見直しを行い、予算に反映させる仕組みであり、対象事業については事務事業を所管する担当課みずからの選定と、総務部において選定した事業について所管課とのヒアリング、行財政改革懇談会を経て庁議において最終決定をしております。今年度の選定に当たっては、マニフェスト事業を含むソフト事業や指定管理者制度の導入を含め検証、検討し、事業を選定してまいりました。判断基準としては、全ての事務事業は市民サービスに影響することからも、事業目的や事業量、事業費、取り組みの成果などを総合的に検証し、慎重に判断したところであります。

次に、未来への投資についてです。

人口減少と少子高齢化の進展は、全ての自治体において共通の大きな課題です。厳しい財政状況の中において、今後は地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図り、にぎわいと活力を生み出すため、多様な連携を持って地方創生を進めることが必要です。

そこで、第2期となるまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、農業未来都市、合宿の聖地の創造、これにまちの未来創造を第3の柱として位置づけ、連携強化し、さらなる深化を目指してまいります。具体的には、これまで御提案を受けている移住定住に向けた取り組みを初め、Society5.0の推進や次世代モビリティサービスの導入といった立地企業との連携による事業など、将来に向けた重要な課題について積極的に事業を展開してまいります。

最後に、職員の定員適正化と人材育成についてです。

職員定数については、議員お話しのとおり、行財政運営戦略の実施計画において、本計画当初の職員数336人から、最終年の4月1日に328人とする定員計画としました。この根拠については、市民サービスの向上や市民の安全・安心の確保を基本とする中で、今後の人口減少を初め、組織体制の見直しと機構改革の推進、指定管理者制度や業務委託等の民間力の活用など、総合的な判断により目標職員数としたところです。これまでの定員適正化計画とは異なり、その時々の方針、再任用職員のあり方や定年年齢の見直し等も見据え、中長期的な観点から設定するものとし、機構改革や指定管理者制度の導入により一定程度実現可能と判断しておりますが、計画の中間である2021年に後期間である2025年度までの目標職員数について再度設定する予定であります。

また、人材育成については、人材育成基本方針を初め、同計画においても人事管理、職員研修、職場の環境づくりの3つを柱に据え、相互に連携した総合的、計画的な人材育成を進めるとともに、人材育成型の人事管理を推進するため、人事評価制度を導入することとしたところです。具体的には、人事評価制度の導入によりマネジメント能力の向上を図ることや業務目標をより明確化できることで人材育成基本方針にある職員個々の能力の有効活用や目標に向かった自己研さんの取り組みによるスキルアップにもつながり、また面談等を重ねることにより職場環境の向上、改善がより一層図られるものと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） ちょっと項目数が多くなってしまったものですから、確認も含めて再質問させていただきます。

まず、副市長の答弁をいただいた中で、ハード事業の部分に関して答弁いただいたんですが、今後は公共施設マネジメント計画に基づきながら、そういうメンテナンス工事がメインになるということなんですけれども、真に必要な事業を進めていくということの答弁はいただきました。それを今総合計画の中で先が見えているということで、そのときの市内経済はどのようにお考えかという御質問もしているんですけれども、その答弁がまずちょっと私聞き取れなかったなというのがまず1点です。

それと今回ちょっと項目数を多く質問させていただいたんですけれども、最終的に今回の私が質問したかった趣旨というのは、ちょっと回りくどい質問になってしまったんですけれども、例を挙げた、先ほど福祉部関係の敬老会のお話であるとか、例えば武徳のお話もしましたが、武徳の企業誘致に関しては代表者会議で私も会議に出ておりましたので、報告はいただいていたんですけれども、そこで出たのが最終的に工事を進めるに当たって、政策的判断を進めるといふ、そういう言葉が出てきました。それに対して私もそれについての政策的判断という意味はどういう意味なんだということでお話、回答いただいたんですけれども、あくまでもそれは地域が合意した中での政策的判断という意味合いであればいいと思っていたんですけれども、でもやはり地域の方は理解したというか、納得した感が皆さんあるのかといたら、そうでもないんじゃないのかととれる部分が今でも正直あります。そういった部分を含めて、議員の皆さんも御承知だと思いますけれども、この春の予算決算常任委員会で中多寄小学校の建物とのときに関して、大西議員も質問しておりましたが、行政はどのような動きをしなければいけないんだという趣旨の質問に対して答弁では、当時、今後はガイドラインをつくるというお話はいただいたんで、今後はまた変わるんであろうとは思っているんですけれども、そのときいただいた言葉は、契約するまでは説明には行けないということがまず1点と、それと説明に行く際には、私は行政が先に主導的に行くべきじゃないかという趣旨のお話をしたんですけれども、最終的には企業と行政がともに行くんだというそんなお話もあったかと思います。

それで、今回の武徳の件に関しましては、いろいろ御説明いただく中でも、地域の方からもお話いただく中でも、ちょっと行政と今回の誘致企業とのコミュニケーション不足だったという部分で、間違った情報が流れたというお話もありましたけれども、そもそも春の段階で、契約した段階で行政と企業が行くんだと言ったのであれば、私が思うのは、そこは担当職に任せるんじゃないなくて、やはり早い段階で理事者が行って話をするべきだったんじゃないのかというのが今回質問したかった趣旨です。

先ほどお話ししました理事者の責務と職員の職務という回りくどいお話をしましたけれども、今回に限らず、市の職員の方は本当に頑張って、マニフェスト事業を含めて本当に市のために

頑張っていらっしゃると思います。多くの方は。しかし、例えばそういうやり方が間違いであるとか、例えば実際の業務的なものが全て自分たちの責任になると考えるとやはり萎縮するんじゃないかと思うんです。そういった意味も含めて、先ほどの人材育成であるとか環境づくりというものの重要さのことを私は質問したつもりなんですけれども、具体的な事業に対する計画であるとかはお話しいただきましたけれども、実際の人間の、先ほど私がお話しさせていただいた信頼関係であるとか、その辺は理事者の方は職員に対してどのような見方をされているのかという部分の答弁もいただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私のほうから投資的事業、ハード事業のことについて、市内の経済的環境という部分が抜けていたという話であります。

お話のように、今、公共施設マネジメント計画等に基づいて計画されているわけですがけれども、御答弁でも申し上げましたとおり、そのときそのときの状況を勘案しながら、市民サービスにとって必要な事業は、これはいろいろな財源の工夫などをしながらやっていくということでもあります。そこには、市の事業というのは市内の経済にも大きくかかわるわけであり、今回も合併特例債が伸びたということなどから毎年毎年の事業の平準化ということで事業の見直しをかけたわけでもありますけれども、いろいろな事業についてはいろいろな国の制度、事業などを活用しながら、また国や道の公共事業もあるわけでありまして、そこについても市長がトップとなって市内でできるものは市内の業者の方に請け負ってもらおうといったようなことを国や道に対しても要望してまいりますので、そういったことも含めながら、市内の経済に、これは渡辺議員おっしゃるとおり、雇用とかいろいろな面で大きな意味を持つわけでもありますので、つながっていくように、その確保についてはしっかりとやっていきたいと思っております。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

市民との信頼関係の問題なんでもありますがけれども、行政を執行する上において、当然第一に優先すべきは市民との信頼関係であります。これがなければ市政は執行できないと、このように考えています。

武徳町の説明会に関する問題につきましては、昨日大西陽議員から御指摘をいただきまして、私も議場の演壇でしっかりと武徳町の皆様方に謝罪をした次第であります。これは行政の説明が全くされていない中で、来るべき企業が先に工事を始めたなどということは、あつては実際ならないわけでありまして、全く逆の現象になってしまったことについて謝罪をさせていただきました。

私はいつも職員に申し上げているのは、首長というのはオーケストラの指揮者だと、部長は何かというとそれぞれの部の指揮者であると、課長はそれぞれの課の指揮者だと、ですから、管理職は職場の職員のまず信頼関係の中で輪を持つべきだと。その輪の中で、職員については短所もあれば長所もあるんだから、長所をしっかり引き出しながら連携をとって仕事を進める

べきだと。私はいつも申し上げているのでありますが、座して待つのではなくて、まずは市民の輪の中に入ると。こういうことを申し上げているので、そういったことが、正直申し上げて、しっかりと伝わっていない中で武徳の問題が発生したところでもありますので、これは二度とこういうことが起こらないように反省をしながら、これからしっかりと対応していかなければならない、こう考えています。

それと、この機会ですから申し上げますけれども、政策的判断と私が申し上げたのは、代表者会議で申し上げました。私が最終的に、総務部長が行き、副市長が行き、最後私も出て、武徳の皆さん方とお話し合いを持たせていただきました。武徳の皆さん方におかれましては、やはり市からまずは説明がなかったということ自体が一番の不満であります。そこに行くOMEGAファーマーズについては、これはもう相当数賛成する方もいらっしゃるのであります。6次産業でありますから。私も何とかこの6次産業は士別に持ってきたいという思いもあったのは事実でありますから、そういった中で地域の皆さん方の了解を得たという、そういう情報の中で工事が始まっていたんでありまして、私どもの説明が、そこで情報が不十分だったということでもあります。

最終的に説明会に出たときにいろいろな御意見いただきました。最終的には、市長が出てきたんだから、あとは市長の判断に委ねるという発言がございまして、それに異論をされる方はいらっしゃいませんでした。ただ、気持ちの中では反対という方は、当然何事に関してでもそういう問題はあると思うんでありますが、そういう判断の中で政策的に、しかも総合的に判断をさせていただいて工事を再開させていただいたと、こういうことで進めていますので、これから武徳の中で集まっていただきまして、このOMEGAファーマーズが実際にもう稼働、年明けにはするわけでありますから、そういった中で地域としてもどういった要望があるのかというものについて、地域でまとめて上がってまいりますので、それは真摯に受けとめながらしっかりと地域に対する回答あるいは誘致企業に対する指導、こういったものを連携をとりながらやってまいりたい、こう考えます。

それともう一つ、この機会にお話をしておきたいのでありますが、敬老会の今2,200円お一人当たり出しているんでありますが、全道的に正直申し上げて士別ほど高い金額を出しているところはございません。少子高齢化でしかも財源が厳しいということで、この機会に年次計画で少しずつ下げさせていただこうという、そういう案を持っていました。しかし、内部で十二分に協議しないまま、地域でも了解を得ないままにその提示をしてしまったものでありますから、反発をいただきました。即その反発のもとで取り下げさせていただきました。ただ、私は、担当も含めて行政がいい勉強になったと思いますのは、そういった批判もあったわけだから、気持ちを入れかえて、もう既に地域に対する各アンケート調査だとか、あるいはまた、もう役員の方と、幹部三役の方とはもう7回ほどこの問題について協議をしている。ただ、何割も1回で下げるのではなくて、年次計画で緩和的に持っていきたいと、そういったことも含めながら、もう率直に議論をしているんです。そういった意味では行政も一つそれを学んで、市民の

皆さん方と、あるいは自治連の皆さん方とそういった協議もさせていただいているということですので、そういったこともやはり非常にいい勉強だと思うんです。全ての職場に該当するものだと思います。ですから、そういった取り組みはこれからも引き続きしていきたい、こう思います。

それと、渡辺議員の最初の質問の中で、ごみの有料化について、高い金額だったので議会で修正したということについて、私はこれは何ら問題のあるものではないと思うんです。なぜならば、二代表制ですよ。行政は提案権あるんだけど、議会は議決権を持っているんですよ。ですから、議会の議決がない限りできないわけですから。ですから、議会が市民の皆さん方の実情を考えたりしながら修正して議決をしたということ、私は議会として行われたことでありますから、それに従うのは行政でありますので、そういった意味では私どもの提案がおかしかったということは全く考えていません。なぜならば、今戸別収集をやって、ごみの収集にやはりそれだけの経費で3億円ぐらいかかっているんです。これはやはり税金で賄っているんです。ですから、3割は何とか負担願いたいと。公平に、公正にということで、3割ですから約9,000万円という金額も含めて有料化の提案をさせていただきました。しかしながら、議会がそれでは高過ぎるということ修正いただいたのでありますから、最終的には3割じゃなくて22%ぐらいになっていますけれども、これに基づきながらしっかりとやっていかなければならないということありますので、私は行政と議会が正常にやはり機能していると、この問題については考えているところでありますので、私どもの不手際だとは考えてはいません。

いずれにいたしましても、まちづくり基本条例の原則というのは、情報の共有と市民参加でありますので、このまちづくり基本条例をしっかりとこれからは職員も身につけながら対応していかなければなりませんし、これからのまちづくりというのは、人材育成をそのためにやっているんでありますが、職員がしっかりと頑張るといふこと。そして、市民力、民間力、そして地域力。こういった形の中で厳しい財政状況でありますけれども、運営をしていきたいと、そのように考えているところでありますので、少し長くなりましたけれども、私の思いを述べさせていただきました。

○副議長（井上久嗣君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） 市長からの思いを含めてたくさん再質問に対する御答弁いただきました。

私も今回質問した趣旨は先ほどお答えしましたが、まずこれから大きな課題がある中で、人材育成も行政がしていくのが一番の大事なところであるという中で、なかなか正直議員というお仕事をしても、業務的な部分とか、事業に関するものは見えますけれども、なかなか実際に働いている環境は正直見えるものではありません。しかし、本当に能力を発揮する意味では、幾らスキルを持っていても環境がよくなかったら発揮できないと思うんです。そういった意味でそういうお話をしたので、もちろんその責任という部分では、責務という部分では、各部であつたり課であつたりといういわゆる長が持つのはわかるんですけれども、やはりその部分に関しては組織が大きいですが、市長におかれましては常にその辺に目を光らせてい

ただいて、職員の顔を見ながら、能力発揮できる環境づくりをしていただきたいという趣旨の質問だったということをつけ加えて、次の質問に入ってよろしいでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、外国籍の子供の未就学についての質問をいたします。

日経新聞のインターネットサイトの本年9月27日付の記事に、外国籍児の不就学について文科省が初の全国調査を実施したとありました。記事によりますと、日本に住む義務教育相当年齢の外国児12万4,049人のうち15.8%に当たる1万9,654人が不就学の可能性があるとして発表しました。日本は現在、外国人労働者の受け入れが拡大しており、さらに不就学児が増加するのではないかと懸念があります。本市におきましても、1号特定技能外国人の受け入れ、支援をするための民間事業所が本年5月に登録がされたところであり、さらに外国人労働者が増加する可能性があります。あわせて、義務教育相当年齢の児童が居住することも考えられます。

そこで、まずは今回の文科省の調査に当たり、本市はどのように回答したのか、お知らせください。現状で対象児童はいるのでしょうか。また、外国籍児に対して、就学の義務はないものの、就学させることについてどのような見解をお持ちか、お知らせください。

今回の調査では、住民基本台帳に登録はされていても確認の対象になっていなかったため実態がつかめなかったケースが1万人弱いたとのこと。こういったケースについて、本市では実態がつかめる体制にあるのか、どのように実態調査を行うべきなのか、現段階での考え方を伺いいたします。

最後に、現状において本市では学校での受け入れ体制はできているのか、もしくは今後体制づくりをしていく考えはあるのか、また、その上で今後の課題等をどのように考えているか、お伺いし、質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、文部科学省が行った外国人の子供の就学状況等調査についてです。

この調査は、本年5月から6月にかけて実施されたもので、本市の人口や住民基本台帳による外国人の数などの基礎情報のほか、学齢相当の外国人の子供の人数や就学の状況などが調査されました。この結果、本市には小学生相当が1人、中学生相当が2人、合計3人の外国籍の子供がおり、そのうち1人は中学校に就学しています。外国籍の子供は日本の学校に就学する義務はないため、就学の判断は保護者の考えによります。本市で暮らしている外国籍の子供が同じ年代の子供たちと一緒に学校生活を送ることは、日本やこの地域で生活するに当たって必要なことと考えます。今回の調査で報告した学齢相当の未就学の子供については、教育委員会としても実態を把握していましたが、今後の状況については把握できていないことから、必要な情報収集に努めるとともに、保護者に就学の意向確認を行うなど対応してまいります。

最後に、学校での受け入れ体制についてです。

外国籍の子供を受け入れる場合、習慣の違いや言語の種類、子供の日本語の理解度などにより配慮が必要な項目や程度などの対応が大きく異なります。現在中学校に在席している外国籍の子供は、小学2年生の途中から転入し、小学校に就学しました。当時は日本語が話せなかったため、毎日1、2時間は相談員や教員が個別に日本語指導を行いました。それ以外の授業はほかの児童と一緒に受けていく中で、3年生に進級するときには個別指導が不要になりました。新たな外国籍の子供が就学することを想定した場合、子供が安心して学習でき、学校が指導しやすい体制が必要です。そのための課題は、担任教師を補佐して指導を行う人員の確保や校内での情報共有、子供の言語や習慣を理解する機会のほか、保護者との信頼関係の構築などさまざまです。この地域でも特定の業種では働き手の確保が難しく、外国人が家族を伴って来日するケースが増加する見込みがあります。近郊の自治体で、外国籍の子供が就学したケースなどを参考としながらも、外国籍の子供のケースに限らず支援が必要な子供一人一人に寄り添う体制づくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 3番 荅口千笑議員。

○3番（荅口千笑君）（登壇） 通告に従い一般質問をいたします。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会の到来です。人口、医療、年金、介護等さまざまな社会問題を総称した2025年問題を目前に控え、介護事業における深刻な担い手不足が懸念されております。今日、在宅支援の拡充と強化が一層求められますことから、在宅支援施策について質問をいたします。

まず初めに、現状の把握といたしまして、本市の介護保険の介護認定者、要介護、要支援の人数と、そのうちの在宅介護者数をお知らせください。来る2025年問題に向けて、どのような施策を打ち出そうとされているのか、方向性も含めお知らせください。

次に、居宅介護支援について伺います。非常にやりづらいんですけども頑張ります。

本年10月、近隣地域における介護支援事業所で起きました介護報酬不正受給が大きなニュースとなりました。これは近隣の社会福祉協議会が運営されております居宅介護支援事業所が法令で定められた利用者宅の訪問などを怠り、2年間で約2,600万円の介護報酬を不正受給していた問題を管轄する自治体では昨年6月の時点で把握していたにもかかわらず、監査や返還請求を行っていなかったことが明るみになったものです。自治体の見解とする法令に基づいて監査や返還請求をすれば居宅介護支援事業所の指定取り消し処分が必要になり、利用者の混乱を回避するための判断だったとの報道がある一方で、地域の業者からは余裕があるとのコメントもあるなど全容が見えない懸案を受けまして、士別は大丈夫なのかという不安の声が多く寄せられております。また、実際の介護事業に携わる実務者側からは、やるべきことを正しく遂行しているにもかかわらず、漠然とした不安から懐疑的な目で見られることは心外であるとの声も上がっております。

介護保険の保険者である市町村機能の強化として、平成30年4月、居宅介護支援事業者の指

定や指導の権限が市町村へ移譲されておりますが、本市においては実地指導と呼ばれる所定の検査がまだ行われていないとも聞いております。今後の日程も含め、漠然とした不安を払拭するという観点も踏まえて本市の現状をお聞かせ願います。

最後に、要援護者等通院交通費助成事業についてお伺いします。

第3回定例会におきまして、障害者の移動外出支援ということで遠山議員も取り上げられておられましたけれども、高齢者の在宅支援という観点からも、要援護者等交通助成事業は満たさなければならない要綱が多く、利用する側のみならず、事業者側からも要綱の改善を求む声が上がっている事業です。

この助成事業を利用するに当たって一番のネックとなっているのは訪問介護員、いわゆるヘルパーの同乗が必須となっている点にあります。特に緊急時にはヘルパーの確保ができないために利用ができないケースが多くあるそうです。ヘルパーは資格を要する職種であり、深刻な人材不足であるとも承知しております。2025年問題を引き合いに出すまでもなく、在宅の援護を要する高齢者のさらなる増加が見込まれます今後において、ヘルパーの同乗を必須とする現状の要綱は実態に即した助成事業とは言いがたいと言わざるを得ません。

また、この助成事業で家族の同乗が認められていないのはなぜかという疑問の声も上がっております。同乗者をヘルパーに限定している現行から、資格を問わない援護者へと緩和し、家族の同乗も可能とするような、より実態に即した活用しやすい在宅支援事業への改訂を望む声が多く上がっております。要援護者からのみならず、事業者側からも出ております要望であることを重く受けとめていただき、本市の見解を求めます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 荅口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護認定者などの人数についてです。

令和元年9月末現在の要介護認定者数と、そのうち在宅サービスを利用している方の数を申し上げますと、要支援1が205人で58人、要支援2が160人で75人、要介護1が339人で198人、要介護2が242人で149人、要介護3が147人で58人、要介護4が171人で49人、要介護5が157人で30人となっており、合計で1,421人で617人となっています。

次に、2025年問題に向けての施策の方向性についてです。

本市における高齢化率は年々上昇を続けている中で、高齢になっても可能な限り住みなれた地域で安心して生活していくためには、健康寿命を延ばす取り組みはもとより、地域包括ケアシステムの構築が何よりも重要と考えています。そのため、第7期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画や第3期地域福祉計画のもと、これまでも介護サービスや介護予防に加え、医療と介護の連携や地域支え合い協議体活動の推進、権利擁護の体制整備など地域包括ケアシステムの構築に向けたさまざまな取り組みを行っています。今後も引き続きこれまでの取り組みを進めていくとともに、本定例会初日に承認いただきました第4期地域福祉計画に基づき、公的サービスだけでは賅い切れない困り事に対する市民相互の支え合い、いわゆる地域福祉の推

進に鋭意取り組んでまいります。

次に、居宅介護支援についてです。

このたびの名寄市社会福祉協議会の新聞報道等を受け、市内の居宅介護事業所においてサービス担当者会議やモニタリング、アセスメントにおける不適切な対応や利用者受け入れ拒否といった事実がないかを直ちに確認するよう担当に指示をいたしました。その結果、問題となる事例はないとの報告を受けているところです。

居宅介護支援事業所の指定権限等については、議員お話しのとおり、昨年4月に北海道から市町村に移譲されたものであり、事業所への実地指導については本年5月に厚生労働省から実地指導の標準化・効率化等の運用指針が新たに出され、事業所の指定有効期間となる6年間のうち1回以上は実地指導を行うことを基本としつつ、市町村や事業所の負担を考慮し、実施頻度の確保が困難な場合には集団指導のみとすることができるなど、その運用の簡素化が図られているところです。

市といたしましては、市内4つの各居宅介護事業所のそれぞれの指定有効期間中に国の指針や市の指導監査規定などに基づく実地指導を行うこととしていますが、まずは年内に各事業所を訪問し、関係者への聞き取りのほか関係書類などの確認調査を行う予定です。

次に、要援護者等通院交通助成事業についてです。

本事業は、要介護認定者や障害のある方のうち、通院時にヘルパーによる身体介護を必要とする方のタクシー料金の一部を助成するもので、介護保険法や障害者総合支援法のサービスに付随した支援として実施しています。したがって、御家族などの付き添いで通院が可能な場合にはサービスの該当にならないことから、本事業においてヘルパー以外の御家族などが同乗することは基本的にはないこととなります。しかしながら、介護を行うことは困難な御家族などで、利用者の病状などから同行の必要性がケアプランに盛り込まれている方は同乗していただく場合もあります。本事業の利用に当たっては、基本的には居宅介護支援事業所が受診日の2週間前までに利用者からの連絡によりヘルパー事業所とハイヤー会社の調整を図り実施していますが、議員お話しのとおり、介護人材が不足している中、急な受診の場合にはヘルパーの調整がつかないケースもあるとお聞きしているところです。こうしたことから、ヘルパーの調整がつかないような場合における支援のあり方について、介護保険サービスとの整合性も踏まえ、検討していく必要があるものと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 答口議員。

○3番（荅口千笑君） 再質問させていただきます。

まずは、先ほどの居宅介護事業につきまして、こちらは土別では該当するような懸案はないということは非常に安心したところであります。ありがとうございます。

確認させていただきたいのは、その次の要援護者等通院交通費助成のこちらについてなんですけれども、まずは家族の同乗の件です。ヘルパーが同乗しながらもそこに家族が乗れないと

というのは、例えば心情的に家族が付き添いをしたい、ヘルパーも乗っている中に家族も一緒に乗っていきたいということに関しても家族はNGだと聞いていますけれども、ここがどうしてなのかというところは非常に単純に疑問なんです。制度的なというのは、ヘルパーが同乗することによるこの事業だということはわかるんですが、ヘルパーが同乗し、さらに家族もということであれば家族はいいんじゃないかなと単純に思うんですけども、それがなぜかだめなのかというところももう少し具体的にお聞かせいただきたい。

もう一点、これは今後というお話になりますけれども、非常にヘルパー不足が深刻化していると私も聞いておまして、それで事業所としてもヘルパーを派遣できない状況にある。たしか2週間前からでは何とか調整できるけれども、緊急時という場合に対応できない。ただ、計画的な通院に関しては2週間前という計画を立てられますけれども、やはり緊急というのは緊急で突然起きるものでありますので、ここに使えないというのは非常にネックになると思います。ヘルパーが今後不足するということが当然見込まれる中において、そうするとこの事業自体が実効性を非常に持ちづらくなってきてしまうんじゃないかなと単純に思う、この事業が非常に使いづらい事業になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そこに対してもどのような見解かをお聞かせ願います。

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中幸君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の家族同乗の件であります。答弁の中にもありましたように、基本的にはこの事業は介護保険サービス、これが前提となっているサービスということです。ですので、介護ができる御家族がいる場合については、当然訪問介護、ヘルパーという事業はケアプランにのらないわけになりますので、この事業に対象にならないということで、通常は御本人さんとヘルパーさんが通院をするという形になるんですけども、しかしながら、今お話にありましたように、御本人さんが例えば具体的な事例については個人情報等々もありますのであれですけども、認知症等々で精神的な不安があるだとか、それから家族に付き添っていただければ安心をされるとか、また薬を飲んでる関係で御家族の方に先生からいろいろな指示があるとか、そういった場合については、居宅介護事業所のケアマネジャーのほうでそこは調整して、御家族に乗っていただいて、同乗して通院をしていただいと、こういった現状がございます。ですから、絶対家族が乗ってはだめだという制度ではございませんので、これはまず御理解いただきたいと思えます。

それと、もう一つは、ヘルパー不足の関係です。

これは先般遠山議員の御質問にもお答えしたとおり、実際にヘルパー事業所のほうに、急な通院のときにヘルパーの都合が調整がつかない場合があるということもお聞きしてございます。そういった部分で、まずは介護人材不足を解消する、確保する、この施策を考えるということも非常に重要でありますけれども、実際そういった緊急を要する場合のこの制度の利用について、これは介護保険サービスを前提としているサービスではあるものの、やはり緊急のときに、

例えば家族以外の方で、今地域福祉計画のほうも進めておりますので、例えば御近所の方だとか、それからお知り合いの方だとか、介護のできる方が御本人さんに寄り添っていただけるということがわかった状態で、この通院助成を使える方法はどうかということも含めて、現実遠山議員からの御質問を受けた後もいろいろ部内でも検討は進めているところでありますけれども、そういった場合、どちらにいたしましても、ケアマネジャーのケアプランというものは当然ここではどなたでもいいということにはなりませんので、安全・安心にしっかりとその方を介護できる方ということでケアプランに位置づけながら、それを進めていける方法はないかどうかということを含めて、今後、居宅介護事業所とも十分協議する中で考えていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明12日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、明12日は休会と決定いたしました。

なお、13日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時11分散会）